

# 水の恵み

令和6年度三重県企業庁事業概要



三重県企業庁  
マスコットキャラクター  
『みずたまくん』



三重県企業庁  
マスコットキャラクター  
「みずたまくん」

## 経営理念

公共性と経済性を両立させたうえで、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを将来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献します。

# Contents

三重県企業庁とは	2
水道用水供給事業	4
工業用水道事業	6
水道用水・工業用水の供給のしくみ	8
持続可能な安定供給に向けた取組	10
災害等に備えて	11
環境保全と地域貢献	12
各事業の料金	13

## 事業概要

1 三重県企業庁組織	16
2 財務の概要	
(1) 令和6年度当初予算	18
(2) 令和5年度決算見込及び純損益の推移	21
(3) 企業債の状況	21
(4) 一般会計繰入金の状況	21
(5) 損益計算書及び貸借対照表（令和5年度決算見込）	22
(6) 費用（決算額）の構成	23
3 水道用水供給事業の概要	
(1) 事業概要	25
(2) 水質	26
(3) 営業実績などの概況	27
4 工業用水道事業の概要	
(1) 事業概要	32
(2) 水質	33
(3) 営業実績などの概況	34
5 「三重県企業庁経営計画」（令和4年3月改定）の概要	39
6 三重県企業庁の歩み	43

# 三重県企業庁とは

## 1 三重県が経営する企業（地方公営企業）です。

地方公営企業は、都道府県などの地方公共団体が、地域住民の福祉の増進を目的として経営する企業のことをいい、経済性を発揮した公的サービス（水道事業、工業用水道事業、鉄道事業、電気事業、ガス事業、病院事業など）を行う役割を担っています。

## 2 具体的には、どんな仕事をしているの？

三重県企業庁では、以下の2事業を行っています。

- ・ **水道用水供給事業**
- ・ **工業用水道事業**

## 3 一般の行政機関とどう違うの？

地域住民の福祉の増進を目的とした仕事を行っている点では、一般の地方行政機関と同じです。

大きく異なるのは、経費の負担の面です。地方公営企業の経費は、原則として料金など経営にともなう収入により充てることが法律で定められています（地方財政法）。

経費が税金ではなく、受益者からの料金収入によって賄われている点に違いがあります。

### 三重県企業庁 ホームページ

最新情報、水質検査結果などの日常管理情報、財務状況、各事業所に関する情報などを掲載しています。

<https://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/>

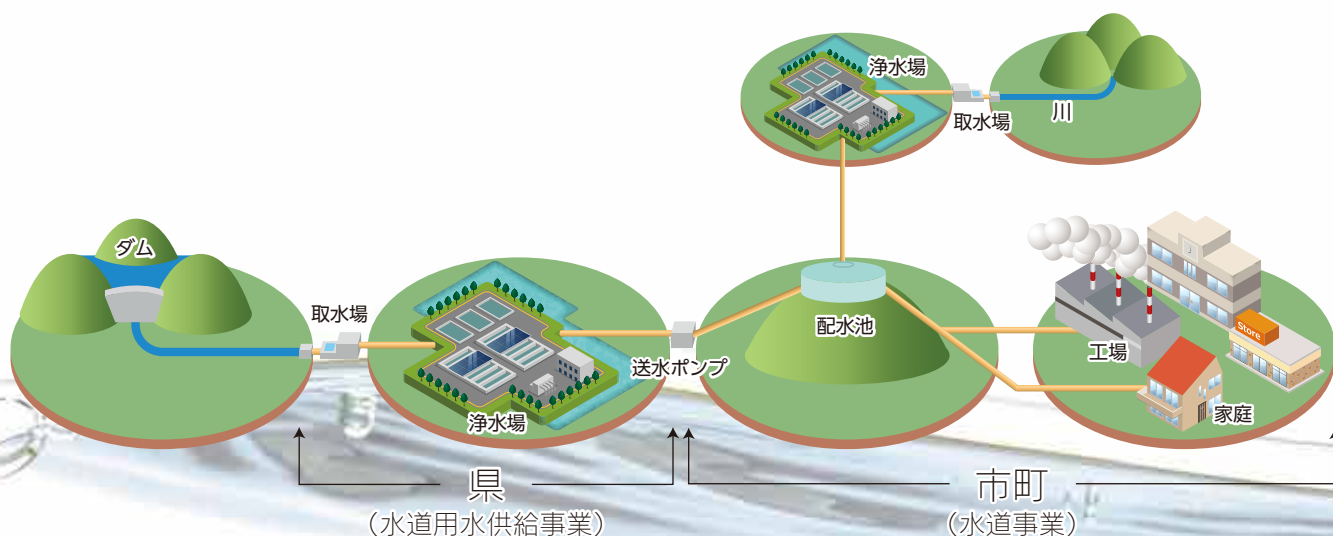


## 4 水道用水供給事業って、なに？

みなさんがご利用いただいている水道水は、お住まいの市町がお届けしていますが、独自に確保している水源だけでは不足する市町もあります。

三重県企業庁では、このような市町に不足する水道水をお届けするため、水道用水供給事業という、いわゆる水道水の卸売りをを行っています。

みなさんには、なじみが薄いかもかもしれませんが、市町を通じて、三重県企業庁は安全で安心な水道水をお届けしています。



## 5 工業用水道事業って、なに？

工場は、製品を生産すると同時に雇用の場を提供しており、地域社会や地域経済にとって、非常に大きな役割を果たしています。

これらの工場で使われる冷却・温調用水、製品処理・洗浄用水、ボイラー用水、原料用水などの水をまとめて「工業用水」と呼びます。

三重県企業庁では、工業用水道事業という工業用水を工場にお届けする仕事を行っています。

### 企業庁の経営改革の取組について

経営基盤の強化に取り組むため、令和5年9月に「企業庁経営改革取組方針」を策定し、経営改革取組を進めています。

詳細については企業庁ホームページの「経営改革」をご覧ください。

[https://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/16261013172\\_00005.htm](https://www.pref.mie.lg.jp/D1KIGYO/16261013172_00005.htm)



# 水道用水供給事業

## 1 三重県企業庁が行う水道用水供給事業

昭和 43 年に志摩地方で給水を開始して以来、現在では北中勢水道用水供給事業と南勢志摩水道用水供給事業の2つの事業を行い、5つの浄水場を合わせて一日最大給水量 429,366 m<sup>3</sup>の施設能力により、県内 29 市町のうち 18 市町へ水道用水を供給しています。

### 北中勢水道用水供給事業

木曾川や雲出川などの4つの水源から取水した水を播磨浄水場、高野浄水場などの4つの浄水場で処理して、一日最大 289,516 m<sup>3</sup>の水道用水を、四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市を中心とする北勢地域の4市4町と、津市を中心とする中勢地域の2市に供給しています。



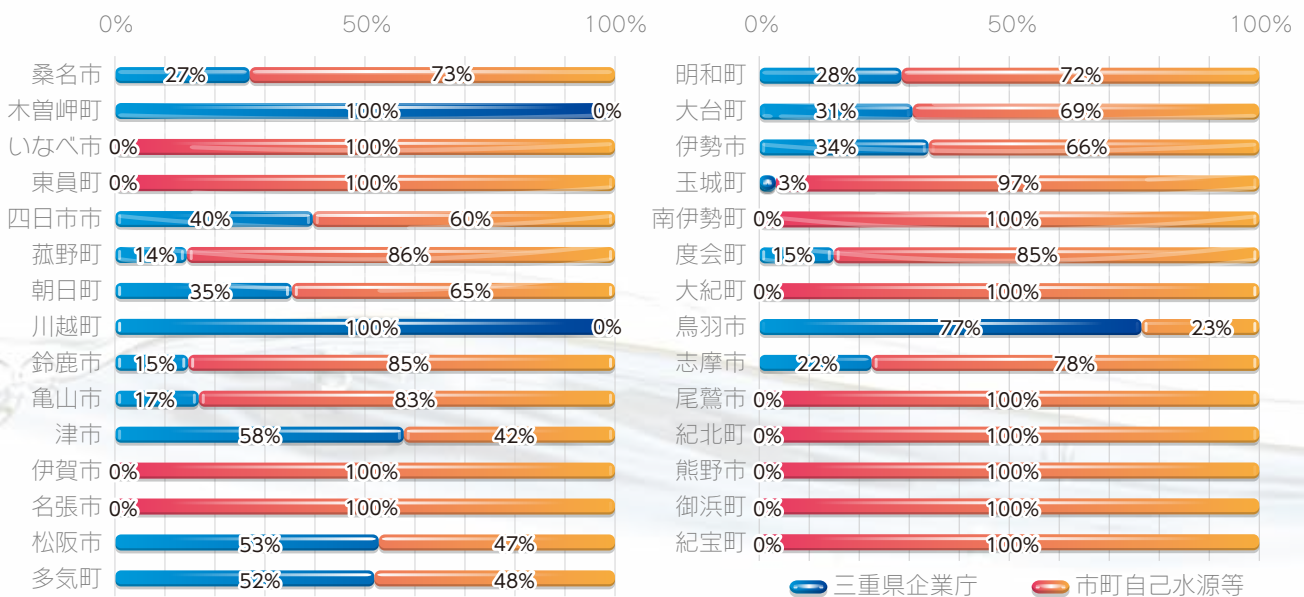
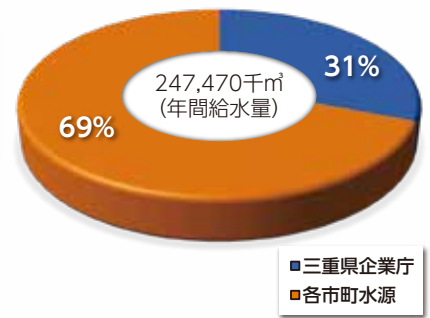
### 南勢志摩水道用水供給事業

櫛田川から取水した水を多気浄水場で処理して、一日最大 139,850 m<sup>3</sup>の水道用水を、松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市などの南勢志摩地域の4市5町に供給しています。

## 2 三重県企業庁の水が占める割合

三重県内の水道水の約 30% を占めています。  
各市町における三重県企業庁からの水と自己水源からの水の割合は下のグラフのとおりです。

県内水道の給水量に  
三重県企業庁の水が占める割合  
(令和4年度実績)



## 3 営業実績

1年間で約 7,800 万m<sup>3</sup>、1日あたりに換算すると平均して約 21 万m<sup>3</sup>の水道用水を供給しています。

令和5年度の年間供給量は、前年度と比べわずかに増加しましたが、横ばい傾向にあります。

### TOPIC



1日に送っている水量は、約  
**70万人分**に相当します。  
(1日の水道水の使用量は1人当たり約300ℓ【厚生労働省調べ】)



# 工業用水道事業

## 1 三重県企業庁が行う工業用水道事業

### 北伊勢工業用水道事業

四日市市を中心とする北勢地域の臨海部は、古くから紡績を主とする工場が立地し、昭和 30 年代頃からは石油化学コンビナートが形成され、全国でも有数の工業地域に発展してきました。

工業の発展に伴い、工業用水の需要は急増し、県では昭和 28 年に四日市工業用水道の建設に着手し、昭和 31 年 4 月から給水を開始しました。

その後、北伊勢工業用水道第 1 期事業から第 4 期事業に至るまで増設を重ね、現在の給水能力は日量 840,000 m<sup>3</sup>を有し、69 社 80 工場に給水しています。



山村浄水場（北伊勢）

### 北伊勢工業用水道事業

### 中伊勢工業用水道事業

### 松阪工業用水道事業



新屋敷取水所（松阪）



木造取水所（中伊勢）

凡例	
○	取水施設
□	浄水場
—	導・配水管

### 松阪工業用水道事業

松阪市の臨海部は、国道などの陸上交通網や松阪港の整備が進められ、昭和 30 年代から活発に工場の立地が進み、工業用水の需要も増えてきました。

そこで、昭和 36 年に櫛田川を水源とする工業用水道の建設に着手し、昭和 38 年 10 月から日量 14,000 m<sup>3</sup>の給水を開始しました。

その後、新しい工場の進出等により水需要が増加したため、3回の増設を重ね、現在の給水能力は日量 38,500 m<sup>3</sup>を有し、7 社 7 工場に給水しています。

### 中伊勢工業用水道事業

津市を中心とする中勢地域の臨海部は、戦前から繊維工業を中心に発展してきましたが、戦後は南部の丘陵地帯にも工場が立地し、人口も年々増加してきました。従来から工業用水の水源として地下水や上水道を使用してきましたが、地下水については水質が悪化する傾向にあり、上水道についても人口の増加や生活様式の変化などにより水不足が生じてきました。

そこで、昭和 44 年から雲出川上流の君ヶ野ダムを水源とする工業用水道の建設に着手し、昭和 46 年 5 月から給水を開始しました。現在の給水能力は日量 33,000 m<sup>3</sup>を有し、16 社 18 工場に給水しています。

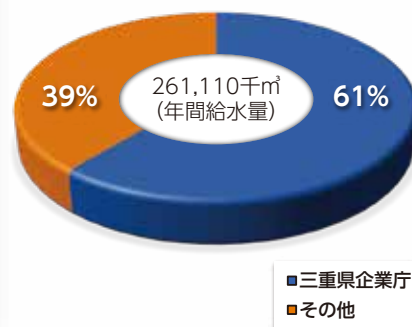


## 2 三重県企業庁の水が占める割合

県内の 92 社 105 工場に工業用水を供給しており、三重県全体の需要量の約 61%を担っています。

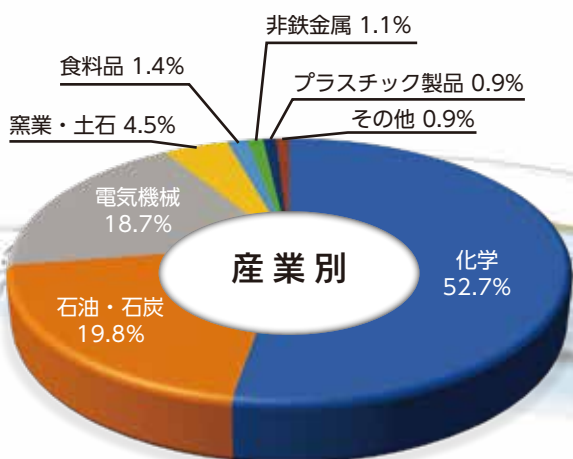
工業用水は産業の血液とも呼ばれ、冷却・温調用水、製品処理・洗浄用水、ボイラー用水、原料用水などとして利用されており、地域経済にとって欠くことのできないものとなっています。また、地下水汲み上げによる地盤沈下を防止する役割も担っており、環境の保全に役立っています。

県内工業用水の使用量に  
三重県企業庁の水が占める割合  
(令和3年実績)



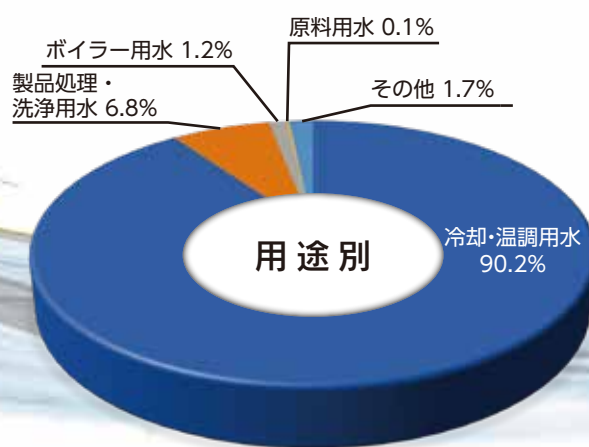
### さまざまな産業、用途に使われる工業用水

工業用水の産業別の使用状況



(令和3年実績 経済構造実態調査より)

工業用水の用途別の使用状況



(平成22年実績 工業統計より)

## 3 営業実績

1年間で、約1億5,499万m<sup>3</sup>、1日あたりに換算すると、平均して約43万m<sup>3</sup>の工業用水を供給しています。

近年、工場の新設や増設に伴う水需要の伸びがある一方で、工場撤退に伴う工業用水の使用廃止に伴い、水需要は横ばい傾向にあります。

### TOPIC



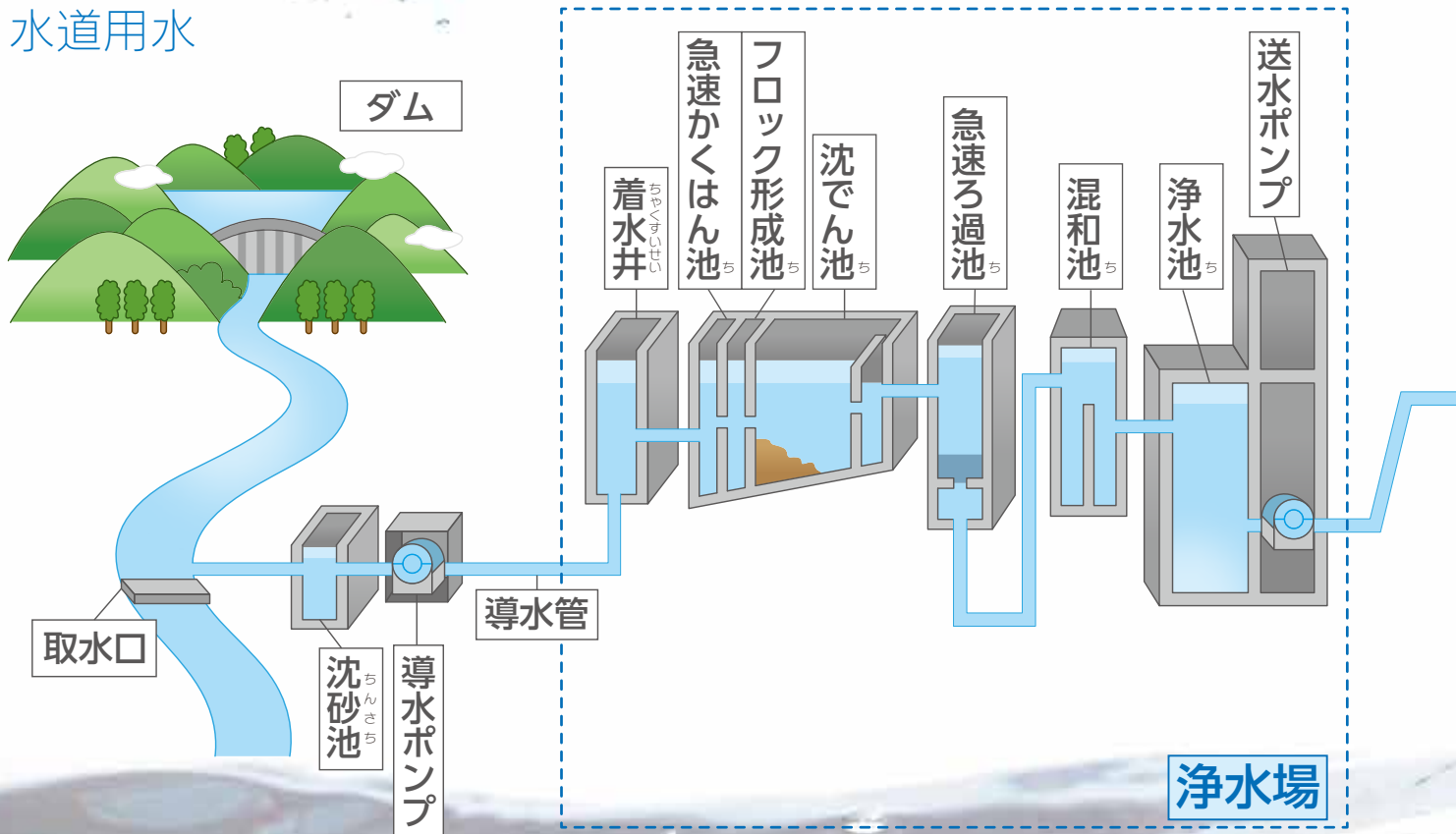
1日に送っている水量は、学校の25mプール約720杯分に相当します。

工業用水の年間供給量（実給水量）



# 水道用水・工業用水の供給のしくみ

## 水道用水



ダムや河川に設けられた「取水口」から取水した水(原水)は、「沈砂池」で土砂などを取り除いた後、浄水場の「着水井」へ送ります。

浄水場に着水した水の微粒子を取り除くため、「急速かくはん池」において「ポリ塩化アルミニウム(PAC)」などの薬品を注入し、「フロック形成池」において微粒子などの固まりであるフロックを形成させ、「沈でん池」と「急速ろ過池」でフロックを沈降やろ過させることで取り除きます。

最後に、大腸菌などの消毒を行うため、「混和池」において「次亜塩素酸ナトリウム」を注入し、きれいになった水を「浄水池」に貯めます。

[取水口]



[急速かくはん池]



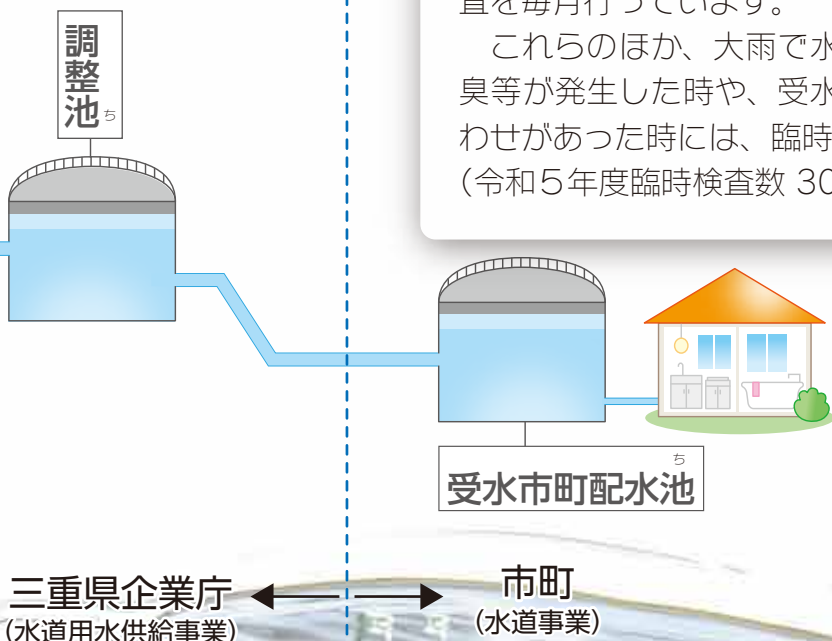
[沈でん池]



## 水道用水供給事業における水質管理

安全で安心な水道水をお届けするため、浄水処理工程における水の色・濁り、消毒の残留効果などの水質検査を毎日行っています。また、水源から浄水（送水）に至る水の水質基準51項目の検査及び有害物質などの水質管理目標設定項目の検査を毎月行っています。

これらのほか、大雨で水源の水が濁ったり、水道水でカビ臭等が発生した時や、受水市町から水質などに関する問い合わせがあった時には、臨時で検査を行なっています。  
(令和5年度臨時検査数 300回)



## 浄水場の運転管理

「浄水池」から各市町の配水池（受水タンク）へ送られた後、各市町により一般家庭へ水道水としてお届けされています。

いつでも水道水を安定してお届けするため、浄水場では、24時間体制で運転管理を行っています。

なお、運転管理は、段階的に民間委託を導入し、平成24年度からは全ての浄水場において民間委託しています。

## 工業用水

工業用水は、基本的には水道水のしくみと同じですが、水道水ほどの水質を求められていないことから、次のような点で違いがあります。

- 微小フロックを取り除く「ろ過池」などの施設を設置していません。
- 飲用として供給するものでないため、大腸菌などの消毒を行っていません。

また、工業用水は、三重県企業庁が直接各工場へお届けしています。



# 持続可能な安定供給に向けた取組

令和3年10月の和歌山市の水管橋崩落や、令和4年5月の明治用水頭首工の漏水をはじめとした大規模な事故の発生により、維持管理の重要性が再認識されています。

三重県企業庁では、将来にわたり施設の機能を維持し、中長期的なトータルコストを縮減するため、適切な維持管理に努め、施設の長寿命化を図るとともに、耐用年数、劣化状況等を総合的に判断して効率的かつ計画的な更新を進めています。

## 施設改良・修繕



更新した中央監視制御設備



更新した浄水場の緩速攪拌機



塗装塗替中の水管橋



配水管布設替工事の施工状況



制水弁取替工事の施工状況



分解点検中のポンプ設備

## 漏水復旧



夜間の漏水復旧作業

道路等に埋設されている水道管は、土壌特性による腐食や地中の迷走電流による電食等により損傷し、漏水することがあります。

漏水は、大切な水を無駄にするばかりでなく、道路陥没などの二次災害を引き起こす原因にもなりかねません。

このため、市町やユーザーなどへの影響（給水障害の防止）も考慮しながら、できる限り迅速で的確な復旧作業を行います。

（令和5年度 水道用水供給事業の給水障害発生件数 0件  
工業用水道事業の給水障害発生件数 0件）

# 災害等に備えて

南海トラフ地震や近年頻発する自然災害の状況を踏まえ、想定される危機への事前対策として、他自治体との応援協定の締結、施設の耐震化や風水害対策、応急復旧用資機材の確保等に取り組むとともに、危機発生時に迅速かつ的確に対応できるよう危機管理マニュアル等に基づいた市町やユーザー、民間事業者などと連携した訓練など、実践的な研修・訓練を行っています。

## 施設の耐震化や風水害対策



調整池の耐震補強



耐震管への布設替え



事務所の浸水対策

## 危機管理訓練



三重県企業庁非常参集(実務)訓練



給水車への給水訓練



応急給水拠点での給水訓練

## 災害時における活動

令和6年1月1日に発生した能登半島地震では、給水車と職員を派遣して、生活に必要な飲料水の応急給水活動を実施しました。



応急給水活動(七尾市)



応急給水活動(能登町)

# 環境保全と地域貢献

## 環境保全の取組

三重県企業庁では、温室効果ガス排出量を削減するため、さまざまな取り組みを行っています。

### 太陽光発電設備

浄水場や水道事務所に太陽光発電設備を設置し、発電した電気を浄水場等で利用することで温室効果ガス排出量削減に努めています。

また、浄水場の沈でん池を太陽光パネルで覆って遮光することで、藻類発生防止等による水質改善も図っています。

- 播磨浄水場（桑名市）・・・365kW  
播磨浄水場の消費電力量を約6%削減
- 高野浄水場（津市）・・・150kW  
高野浄水場の消費電力量を約1%削減
- 北勢水道事務所（四日市市）・・・30kW  
北勢水道事務所の消費電力量を約17%削減



播磨浄水場太陽光発電設備

### 小水力発電設備

播磨浄水場に小水力発電設備を設置し、発電した電気を浄水場で利用することで温室効果ガス排出量削減に努めています。

- 播磨浄水場（桑名市）・・・80kW  
播磨浄水場の消費電力量を約9%削減



播磨浄水場小水力発電設備

### LED照明への取替

浄水場や水道事務所などの照明をLED照明に交換することで消費電力の削減を図り温室効果ガス排出量削減に努めています。

- 従来の蛍光灯・水銀灯に比べ消費電力量を約70%削減。



照明のLED化

## 地域貢献



### 浄水場施設見学

三重県企業庁の役割や事業内容、水の大切さを知っていただくため、浄水場の施設見学を行っています。

施設見学では、浄水場内の見学に加えて、水をきれいにする模擬実験などを行っています。



### 伊坂・山村ダムサイクリングコース

伊坂ダム、山村ダムの周辺施設を地域住民の憩いの場として開放しています。

週末には、ダム湖周辺の散策や、サイクリングなど、大勢の人で賑わっています。

# 各事業の料金

## 料金設定の考え方

地方公営企業の料金は、その健全な運営を確保する必要があるため、能率的な経営の下、適正な原価に基づいて設定しています。

また、料金には地方公営企業が継続してサービスを提供していくために必要な建設改良費などの資本費も原価として含まれており、こうした仕組みは総括原価方式と呼ばれています。

総括原価方式による料金単価設定の考え方

$$\text{料金単価} = \text{原価(営業費用+資本費)} \div \text{供給量}$$

## 水道用水供給事業

三重県企業庁の水道用水供給事業の料金体系は、基本料金及び使用料金による二部料金制です。

基本料金は、支払利息や減価償却費等施設整備に要した資本費に相当する部分をご負担いただくものです。

使用料金は、人件費、動力費、薬品費等の営業費用に相当する部分をご負担いただくものです。

**基本料金**・・・「基本水量(一日最大給水量)」に「基本料金の料率(円/㎡・月)」を乗じて得た額

**使用料金**・・・「使用水量」に「使用料金の料率(円/㎡)」を乗じて得た額

なお、この料金については、三重県企業庁から水道用水を受水する市町にご負担いただくものとなっており、各ご家庭で直接負担いただく水道料金とは異なるものです。

## 料金表 (令和6年4月1日現在)

事業名	北中勢水道用水供給事業					南勢志摩水道用水供給事業
	北勢系 木曽川水系	北勢系 三重水系	北勢系長良川水系		中勢系	
			亀山市以外	亀山市		
基本料金の料率 (円/㎡・月)	700	1,710	2,230	2,430	960	780
使用料金の料率 (円/㎡)	39					
超過料金の料率 (円/㎡)	180					

※県営の水道用水供給事業については、系統別に建設時期、規模が異なるため、基本料金が異なります。

# 各事業の料金

## 工業用水道事業

三重県企業庁の工業用水道事業の料金は、基本料金と使用料金からなる二部料金制を採用しています。

基本料金は、基本使用水量（契約水量）にその月の日数を乗じて得た水量に対し、基本料金単価を乗じて得た額です。

使用料金は、使用水量（基本使用水量から休止水量を減じて得た水量）にその月の日数を乗じて得た水量に対し、使用料金単価を乗じて得た額です。

季節的に使用水量が少ない時期は、休止水量を申込むことにより使用料金を抑えることができます。（1年を5月～10月と11月～翌年4月の2期間に分け、それぞれの期間について休止水量を申込むことが可能です。）

なお、使用水量を超えて受水された場合には、超過した水量に対して別途超過料金を徴収しています。

### 料金表（令和6年4月1日現在）

（単位：円 / m<sup>3</sup>）税抜

	北伊勢工業用水道	中伊勢工業用水道	松阪工業用水道
基本料金単価	14.5	27.4	14.9
使用料金単価	4.0	2.0	1.1
超過料金単価	37.0	58.8	32.0

### 料金の計算例

$$\text{給水料金（円 / 月）} = a \text{基本料金} + b \text{使用料金} + c \text{超過料金} + d \text{消費税及び地方消費税}$$

- 基本料金（円 / 月） = 基本使用水量（m<sup>3</sup> / 日） × 月の日数 × 基本料金単価（円 / m<sup>3</sup>）
- 使用料金（円 / 月） = (基本使用水量（m<sup>3</sup> / 日） - 休止水量（m<sup>3</sup> / 日）) × 月の日数 × 使用料金単価（円 / m<sup>3</sup>）
- 超過料金（円 / 月） = 超過使用水量（m<sup>3</sup> / 月） × 超過料金単価（円 / m<sup>3</sup>）
- 消費税及び地方消費税（円 / 月） = (a + b + c) × (100分の10)



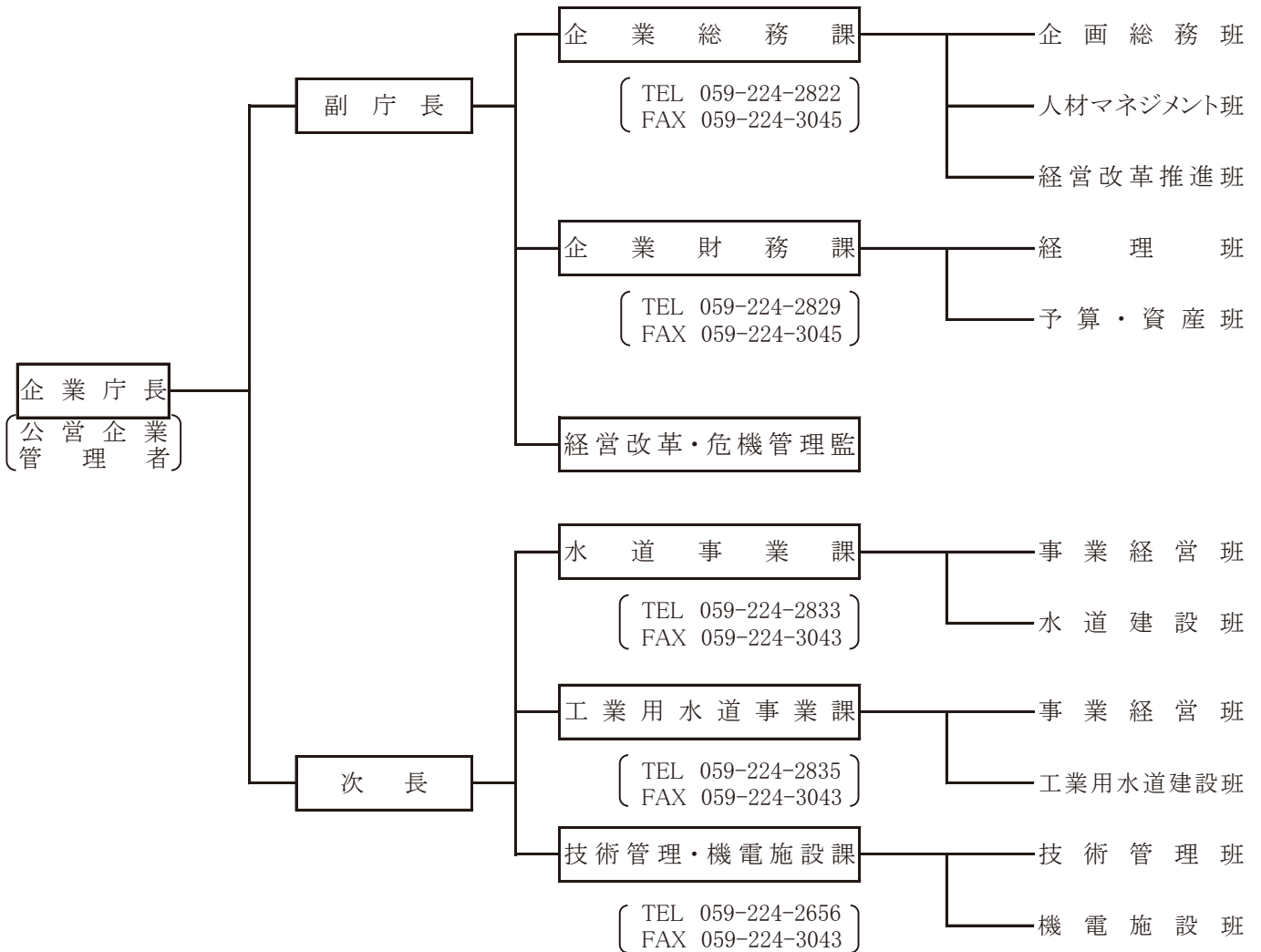
# 三重県企業庁事業概要

# 1 三重県企業庁組織

(令和6年4月1日現在)

## (1) 組織図

① 本庁  
〒514-8570  
津市広明町13番地



## (2) 職員配置表 (令和6年4月1日)

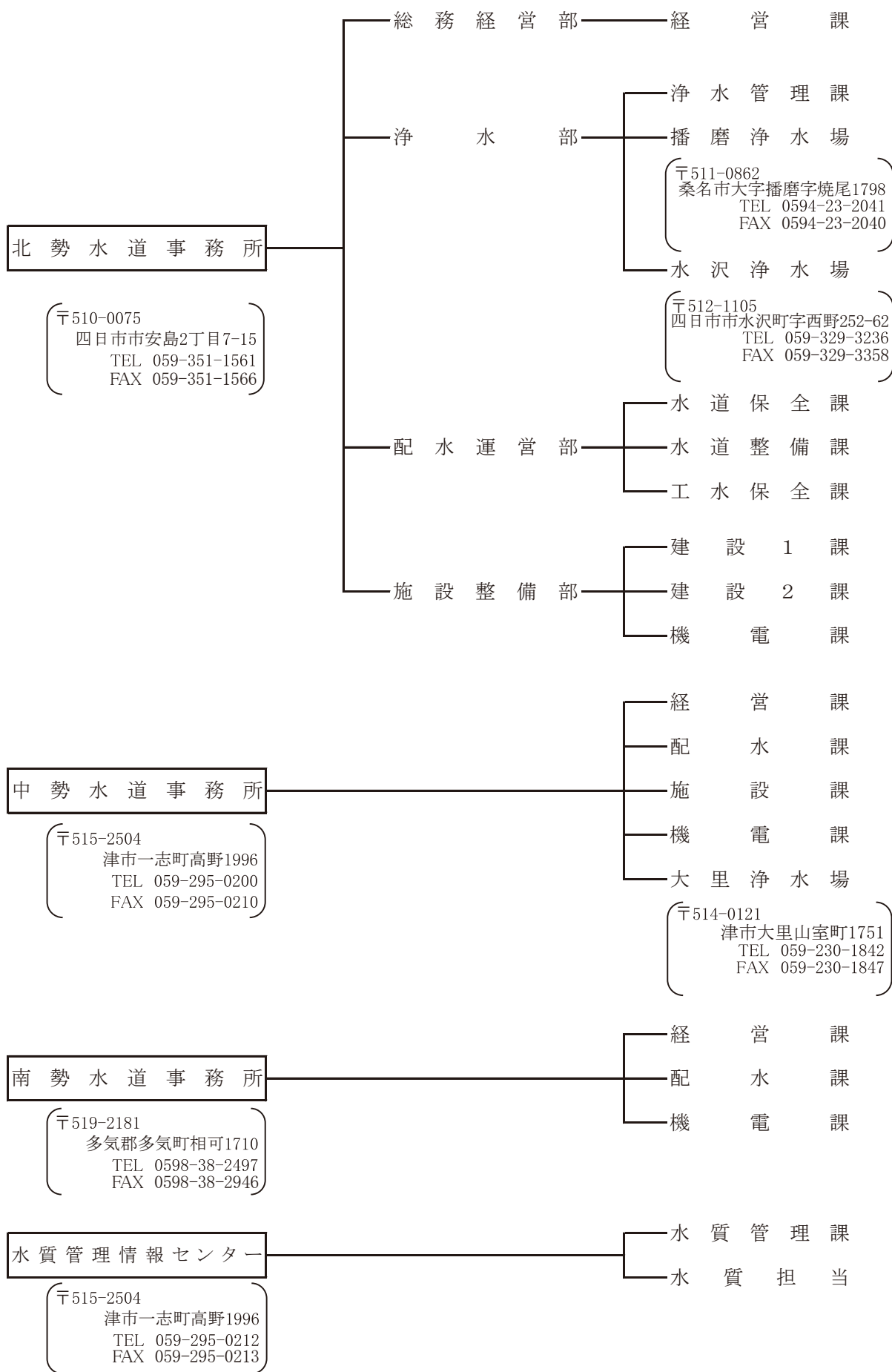
### ① 本庁

区 分	職員数
副庁長・次長・ 経営改革・危機管理監	3
企業総務課	13
企業財務課	11
水道事業課	9
工業用水道事業課	8
技術管理・機電施設課	7
小 計	51

### ② 事業所

区 分	職員数
北勢水道事務所	63
中勢水道事務所	27
南勢水道事務所	16
水質管理情報センター	11
小 計	117

区 分	職員数
合 計 (①+②)	168



## 2 財務の概要

### (1) 令和6年度当初予算

#### ① 予算調製にあたっての基本的な考え方

先般の能登半島地震において、被災者の方々の生命や衛生環境を守る「水」の大切さが再認識されています。企業庁では、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない水道用水及び工業用水を供給することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献するため、効率的かつ効果的な企業経営をめざして経営改革を推進し、経営基盤の強化に取り組むとともに、三重県企業庁経営計画に基づき、事業運営を行っています。

令和6年度当初予算については、電気料金の高騰、施設の更新需要の増大や技術系職員の人材不足など、経営環境が厳しさを増す中においても、将来にわたり水道用水及び工業用水を安定的に供給できるよう、耐震化や老朽化対策など施設の改良や更新を着実に進めます。また、若手職員への技術継承、早期育成を円滑に進めるため、人への投資を積極的に行うとともに、デジタル技術を活用することで業務効率化を推進します。

### 令和6年度当初予算 事業別総括表

#### 【水道事業会計】

(単位: 千円)

	項目	令和5年度 (a)	令和6年度 (b)	増減 (b)-(a)	前年度比 (b)/(a)
収益的収支	収益的収入 (A)	9,937,993	9,908,648	△29,345	99.7%
	収益的支出 (B)	9,903,714	9,893,116	△10,598	99.9%
	収益的収支差 (A)-(B)	34,279	15,532	△18,747	45.3%
	純損益 (税抜き)	△133,210	△319,338	△186,128	239.7%
資本的収支	資本的収入 (C)	1,104,836	2,928,770	1,823,934	265.1%
	資本的支出 (D)	8,680,856	9,183,786	502,930	105.8%
	資本的収支差 (C)-(D)	△7,576,020	△6,255,016	1,321,004	82.6%

## 【工業用水道事業会計】

(単位: 千円)




	項目	令和5年度 (a)	令和6年度 (b)	増減 (b)-(a)	前年度比 (b)/(a)
収益的 収支	収益的収入 (A)	6,346,950	6,341,854	△5,096	99.9%
	収益的支出 (B)	6,564,767	6,561,919	△2,848	100.0%
	収益的収支差 (A)-(B)	△217,817	△220,065	△2,248	101.0%
	純損益 (税抜き)	△394,907	△421,535	△26,628	106.7%
資本的 収支	資本的収入 (C)	2,852,142	2,412,422	△439,720	84.6%
	資本的支出 (D)	5,766,310	6,052,744	286,434	105.0%
	資本的収支差 (C)-(D)	△2,914,168	△3,640,322	△726,154	124.9%

## ② 主な重点事業

### 強靱な水道及び工業用水道の構築

予算額 11,907,151千円

大規模地震などによる被災を最小限にとどめられるよう、施設の耐震化をより一層進めます。また、将来にわたり水道用水及び工業用水を安定して供給できるよう、老朽化対策など施設機能の維持・向上に取り組み、強靱な水道及び工業用水道の構築をめざします。

耐震化	老朽化対策	その他 (配水運用の強化など)	経営基盤の強化 (人への投資・デジタル技術の活用)
<b>予算額 2,430,490千円</b> 水道 1,981,910千円 工水 448,580千円	<b>予算額 6,422,657千円</b> 水道 3,475,061千円 工水 2,947,596千円	<b>予算額 3,054,004千円</b> 水道 2,049,826千円 工水 1,004,178千円	<b>予算額 約1億円</b> (人への投資・デジタル技術の活用)
南海トラフ地震などの大規模地震が発生した場合にも、被災を最小限にとどめることができるよう、主要施設等の耐震化を進めます。	将来にわたり水道用水及び工業用水を安定して供給できるよう、主要施設等の老朽化対策を進めます。	施設の浸水対策を進めるとともに、県が策定した整備計画に基づき、水道事業において取水・導水施設の整備等を実施します。	経営環境の変化に的確に対応するため、「人への投資」・「デジタル技術の活用」等により、経営基盤の強化に取り組みます。
<b>【主な工事等】</b> ・水道：内径400耗送水管布設替工事（桑名市） ・工水：新屋敷取水所配水池築造工事（松阪市）	<b>【主な工事等】</b> ・水道：多気浄水場非常用発電設備改良工事（多気町） ・工水：北勢水道事務所統括監視制御設備等改良工事（四日市市）	<b>【主な工事等】</b> ・水道：高野取水施設浸水対策工事（津市） ・工水：北勢水道事務所管理本館浸水対策工事（四日市市）	<b>【主な取組】</b> ●人への投資 <b>87,927千円</b> ・技術継承、人材育成を推進するため、より実践的な研修が実施できるよう職員研修施設等を充実 ●デジタル技術の活用 <b>9,756千円</b> ・ポンプ設備軸受温度データの蓄積・分析による予防保全型維持管理の推進
<b>送水管布設替工事の施工例</b> 	<b>改良予定の施設 (多気浄水場非常用発電設備)</b> 	<b>浸水対策予定の施設 (高野取水施設)</b> 	

### ③ 事業別当初予算の特徴

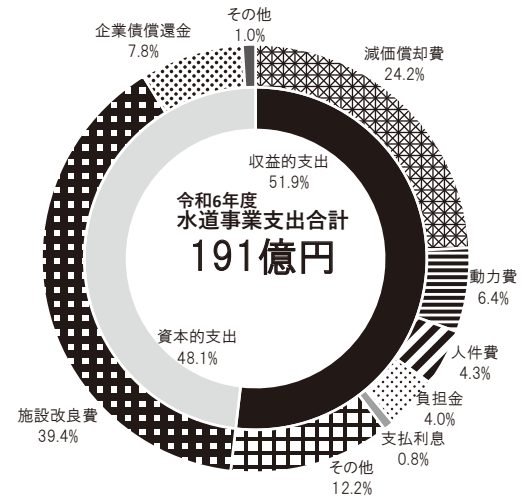
#### 水道事業

### 令和6年度当初予算の特徴（水道事業）

- 安全・安心で安定した水道用水の供給 施設改良計画に基づき、耐震化・老朽化対策工事等を実施（対前年度比+9.9%）
- 人への投資 技術継承、人材育成を推進するため、職員研修施設等を充実
- デジタル技術の活用 ポンプ設備軸受温度データの蓄積・分析による予防保全型維持管理の推進

（百万円・%）

	令和5年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (C)=(B)-(A)	増減率 (C)/(A)
収益的支出 (D)	9,904	9,893	▲ 11	▲ 0.1
減価償却費	4,537	4,617	80	1.8
動力費	1,155	1,212	57	5.0
人件費	827	822	▲ 5	▲ 0.7
負担金	790	772	▲ 18	▲ 2.3
その他	2,595	2,470	▲ 125	▲ 4.8
資本的支出 (E)	8,681	9,184	503	5.8
施設改良費	6,828	7,507	679	9.9
企業債償還金	1,663	1,490	▲ 173	▲ 10.4
その他	190	187	▲ 3	▲ 1.3
支出合計 (D)+(E)	18,585	19,077	492	2.6



※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

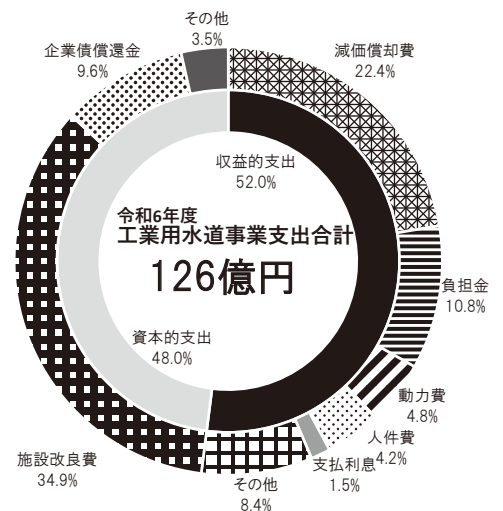
#### 工業用水道事業

### 令和6年度当初予算の特徴（工業用水道事業）

- 安全・安心で安定した工業用水の供給 施設改良計画に基づき、耐震化・老朽化対策工事等を実施（対前年度比+6.1%）
- 人への投資 技術継承、人材育成を推進するため、職員研修施設等を充実

（百万円・%）

	令和5年度 (A)	令和6年度 (B)	増減額 (C)=(B)-(A)	増減率 (C)/(A)
収益的支出 (D)	6,565	6,562	▲ 3	0.0
減価償却費	2,850	2,820	▲ 30	▲ 1.0
負担金	1,377	1,369	▲ 8	▲ 0.6
動力費	585	602	17	2.8
人件費	553	528	▲ 25	▲ 4.4
その他	1,200	1,243	43	3.6
資本的支出 (E)	5,766	6,053	287	5.0
施設改良費	4,149	4,400	251	6.1
企業債償還金	1,147	1,205	58	5.0
その他	470	447	▲ 23	▲ 4.8
支出合計 (D)+(E)	12,331	12,615	284	2.3

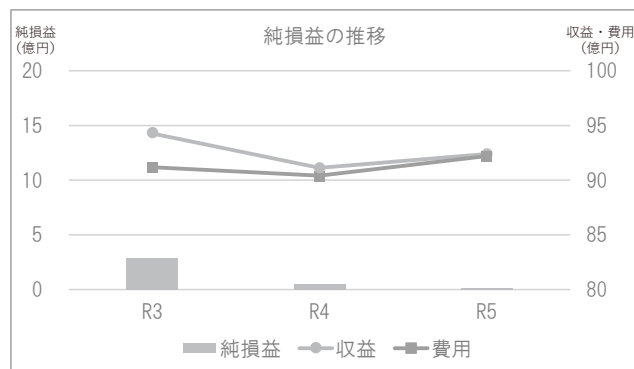


※四捨五入のため、合計が合わない場合があります。

## (2) 令和5年度決算見込及び純損益の推移

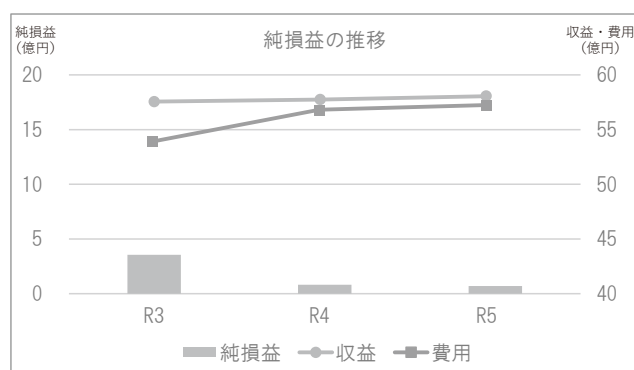
### ①水道用水供給事業

令和5年度は、収益約91億円7千1百万円に対し、費用約91億7千万円を要したことから、純損益は約1百万円の純利益となりました。



### ②工業用水道事業

令和5年度は、収益約58億円3千4百万円に対し、費用約57億5千7百万円を要したことから、純損益は約7千7百万円の純利益となりました。



## (3) 企業債の状況

建設改良に要する資金に充てるため企業債を発行していますが、企業債の償還は長期にわたるため、新規の発行は計画的に行う必要があります。

令和5年度末の企業債残高(元金+利息)は、約304億円となっています。

### 企業債残高の内訳

令和6年3月31日現在 (億円)

		企業債
水道	元金	75
	利息	7
工業用水道	元金	206
	利息	17
合計	元金	281
	利息	24
	計	304

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

## (4) 一般会計繰入金の状況

水道施設の耐震化や水源施設の管理に要する経費の一部などについて、国の基準などにに基づき、一般会計から繰入を行っています。

令和6年度は、一般会計から約6億円の繰入を予定しています。

### 一般会計繰入金推移

(億円)

	R3	R4	R5	R6
水道	7	4	3	3
工業用水道	3	3	3	3
計	10	7	6	6

※ R5までは実績、R6は当初予算額

※ 四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。

## (5) 損益計算書及び貸借対照表(令和5年度決算見込)

### ① 損益計算書

損益計算書は、水道、工業用水道事業に係る令和5年度の収益、費用及び損益の状況を示したもので、各事業の1年間の経営成績を表しています。

収益の主なものは営業収益であり、水の供給に伴う料金収入等です。

費用の主なものは営業費用であり、施設の管理・運営に伴う経費や減価償却費等です。

(単位:億円・%、税抜)

	水道事業		工業用水道事業	
	R5年度	前年度比	R5年度	前年度比
営業収益	82	101.1	54	100.1
営業費用	89	102.8	56	100.4
<b>営業損益</b>	<b>△7</b>	<b>127.7</b>	<b>△1</b>	<b>120.5</b>
営業外収益	10	107.9	4	105.2
営業外費用	3	99.0	2	112.9
<b>経常損益</b>	<b>△0.1</b>	<b>—</b>	<b>0.7</b>	<b>73.4</b>
特別利益	0.1	皆増	0.1	皆増
特別損失	—	—	—	—
<b>純損益</b>	<b>0.0</b>	<b>1.4</b>	<b>0.8</b>	<b>84.9</b>
前年度繰越利益剰余金等	1	18.0	1	23.2
当年度未処分利益剰余金	1	15.5	2	34.9

### ② 貸借対照表

貸借対照表は、各事業の令和5年度末の資産と負債及び資本の状況を示したもので、決算日時点における財政状態を表しています。

資産は、施設等の固定資産と預金等の流動資産で構成されます。固定資産の主なものは、管路や浄水場等の有形固定資産、ダム使用権等の無形固定資産です。

負債は、企業債や引当金等の固定負債、企業債(1年以内償還分)や未払金等の流動負債、国庫補助金等の繰延収益で構成されます。

資本は、資本金と剰余金で構成されます。

(単位:億円・%、税抜)

	水道事業		工業用水道事業	
	R5年度	前年度比	R5年度	前年度比
固定資産	1,156	98.9	1,141	100.4
流動資産	107	87.5	77	99.4
<b>資産合計</b>	<b>1,262</b>	<b>97.8</b>	<b>1,219</b>	<b>100.4</b>
固定負債	104	85.3	250	100.3
流動負債	24	84.9	18	109.4
繰延収益	207	96.9	164	98.9
<b>負債合計</b>	<b>336</b>	<b>92.1</b>	<b>431</b>	<b>100.1</b>
資本金	917	100.5	774	100.9
剰余金	9	70.5	14	81.7
<b>資本合計</b>	<b>927</b>	<b>100.1</b>	<b>788</b>	<b>100.5</b>
<b>負債・資本合計</b>	<b>1,262</b>	<b>97.8</b>	<b>1,219</b>	<b>100.4</b>

※上記①、②とも四捨五入の関係で、合計が合わない場合があります。



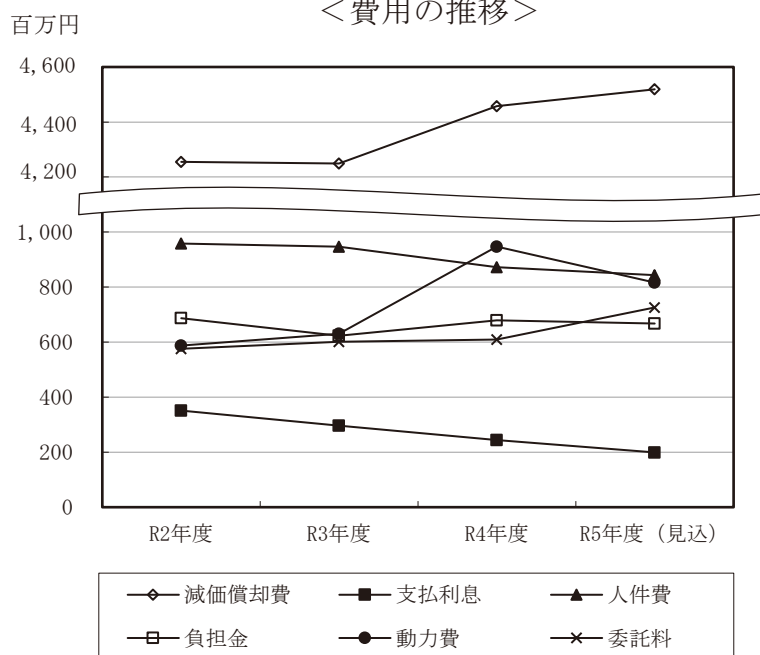
## (6) 費用(決算額)の構成

### 1 水道事業

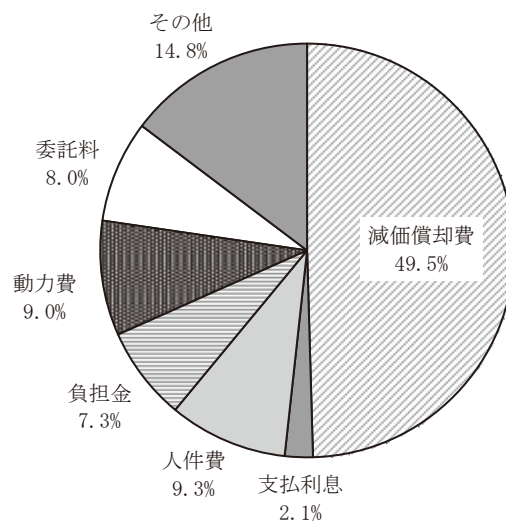
(単位:千円、税抜)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度(見込)		
	決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比
減価償却費	4,255,476	49.5%	100.4%	4,249,225	49.5%	99.9%	4,478,063	50.3%	105.4%	4,508,877	49.5%	100.7%
支払利息	351,129	4.1%	85.8%	296,862	3.5%	84.5%	244,054	2.7%	82.2%	194,184	2.1%	79.6%
人件費	958,287	11.1%	97.8%	946,438	11.0%	98.8%	872,207	9.8%	92.2%	843,467	9.3%	96.7%
負担金	686,935	8.0%	106.0%	623,135	7.3%	90.7%	678,713	7.6%	108.9%	667,345	7.3%	98.3%
動力費	587,464	6.8%	91.5%	630,164	7.4%	107.3%	947,202	10.6%	150.3%	816,543	9.0%	86.2%
委託料	575,798	6.7%	97.0%	601,006	7.0%	104.4%	609,648	6.8%	101.4%	725,951	8.0%	119.1%
その他	1,191,273	13.8%	87.7%	1,222,659	14.3%	102.6%	1,086,326	12.2%	88.8%	1,344,162	14.8%	123.7%
計	8,606,362	100.0%	97.1%	8,569,489	100.0%	99.6%	8,916,213	100.0%	104.0%	9,100,529	100.0%	102.1%
(受託)	156,289	-	757.9%	462,369	-	295.8%	12,013	-	2.6%	69,462	-	578.2%
決算額	8,762,651		98.6%	9,031,858		103.1%	8,928,226		98.9%	9,169,991		102.7%

<費用の推移>



<令和5年度構成比(見込)>

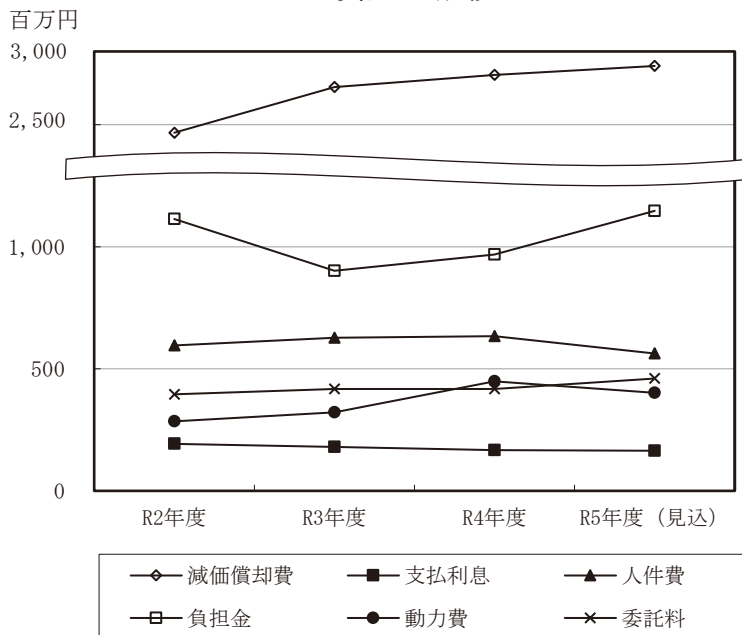


## 2 工業用水道事業

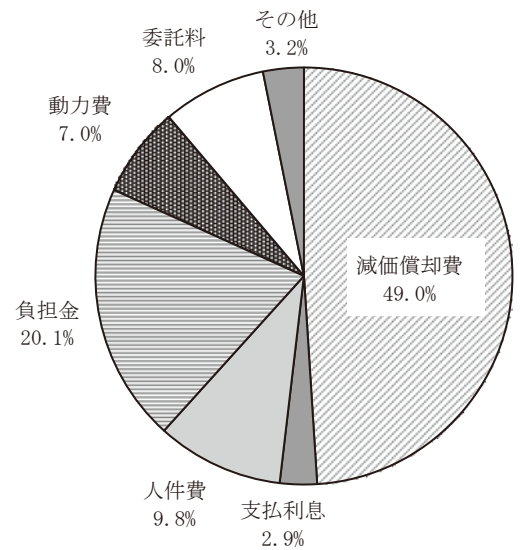
(単位:千円、税抜)

区分	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度(見込)		
	決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比	決算額	構成比	前年度比
減価償却費	2,467,045	45.5%	106.6%	2,653,959	49.3%	107.6%	2,703,489	47.5%	101.9%	2,800,481	49.0%	103.6%
支払利息	192,523	3.6%	89.4%	179,847	3.2%	93.4%	167,423	2.9%	93.1%	164,361	2.9%	98.2%
人件費	595,210	11.0%	103.5%	626,895	11.6%	105.3%	633,683	11.1%	101.1%	562,692	9.8%	88.8%
負担金	1,113,143	20.5%	108.4%	901,619	16.7%	81.0%	968,474	17.0%	107.4%	1,146,971	20.1%	118.4%
動力費	284,744	5.3%	90.2%	321,208	6.0%	112.8%	448,628	7.9%	139.7%	401,935	7.0%	89.6%
委託料	395,508	7.3%	99.0%	417,642	7.8%	105.6%	417,777	7.3%	100.0%	460,154	8.0%	110.1%
その他	374,095	6.9%	65.4%	287,345	5.3%	76.8%	357,183	6.3%	124.3%	180,333	3.2%	50.5%
計	5,422,268	100.1%	100.1%	5,388,515	99.9%	99.4%	5,696,657	100.0%	105.7%	5,716,927	100.0%	100.4%
(受託)	4,234	-	385.3%	1,747	-	41.3%	13,593	-	778.1%	40,093	-	295.0%
決算額	5,426,502		100.1%	5,390,262		99.3%	5,710,250		105.9%	5,757,020		100.8%

<費用の推移>



<令和5年度構成比(見込)>



### 3 水道用水供給事業の概要

#### (1) 事業概要

##### 《営業関係》

三重県の水道用水供給事業は、昭和40年代前半からの県内産業の発展、都市化の進行などにより水需要が増加する中で、個々の市町では水源開発が困難なことなどから、県で広域的に水道用水供給事業を実施するよう関係市町から要請を受け、事業を開始しました。

現在、北中勢水道用水供給事業及び南勢志摩水道用水供給事業の2事業で営業を行い、給水能力は5浄水場で日量429,366m<sup>3</sup>となっており、県内の18市町に水道用水を供給しています。

また、施設の合理的・効率的運用を行うため、平成13年4月から大里浄水場の運転管理を中勢水道事務所から遠隔制御で行っています。さらに、平成16年4月から播磨浄水場及び水沢浄水場の運転管理を北勢水道事務所から遠隔制御で行っています。

(令和6年4月1日現在)

事業名	水源 <浄水場>	計画 目標年度	給水対象市町及び基本水量(m <sup>3</sup> /日)		給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)	
北 勢 系	木曾川 用水系	昭和60年度	四日市市 36,200 桑名市 24,300 鈴鹿市 10,000 木曾岬町 2,800	朝日町 1,200 川越町 5,800	計 80,300	80,300	(一部給水: 昭和52.3.28) 全部給水: 昭和54.4.1	昭和46 ~53年度	12,214,986
	三重 用水系	平成12年度	四日市市 41,800 鈴鹿市 6,600 菟野町 2,600		計 51,000	51,000	(一部給水: 平成3.4.1) 全部給水: 平成8.4.1	昭和63 ~平成7年度	11,555,000
	長良川 水系	平成30年度 (令和9年度)	四日市市 2,200 桑名市 1,100 鈴鹿市 2,200 亀山市 7,400 木曾岬町 2,000	菟野町 700 朝日町 1,000 川越町 1,400	計 18,000	18,000	(一部給水: 平成13.4.1 平成21.7.1) 全部給水: 平成23.4.1	平成10 ~令和8年度	執行済事業費 16,929,456 (全体計画) (20,894,895)
中 勢 系	雲出川 水系	昭和60年度	津市 76,916 松阪市 4,500		計 81,416	81,416	創設: 昭和46.6.4 一次拡張: 昭和56.4.1	昭和43 ~55年度	6,657,215
	長良川 水系	平成30年度 (令和9年度)	津市 50,500 松阪市 8,300		計 58,800	58,800	全部給水: 平成10.4.1	平成5 ~令和8年度	執行済事業費 40,950,708 (全体計画) (68,442,605)
南勢志摩水道 用水供給事業	楢田川 (連ダム) <多気>	令和2年度	伊勢市 37,300 松阪市 61,000 鳥羽市 20,000 志摩市 10,000 多気町 6,050	明和町 2,800 大台町 1,700 玉城町 500 度会町 500	計 139,850	139,850	(一部給水: 昭和62.5.1) 全部給水: 平成27.4.1	昭和50 ~平成7年度 (拡張) 平成23 ~26年度	72,884,098
合計			18市町			429,366			

※計画目標年度は、事業認可計画時において施設能力に見合う需要が発生すると見込んだ年度です。  
なお、長良川水系の括弧内は知事からの事業実施依頼に基づく必要施設の供用開始目標年度です。

## 《建設関係》

北中勢水道用水供給事業（長良川水系）は、水源を長良川（長良川河口堰）に求め、中勢地域2市を対象に計画給水量83,584 m<sup>3</sup>/日、北勢地域8市町を対象に計画給水量47,600 m<sup>3</sup>/日の合計131,184 m<sup>3</sup>/日を供給するため、平成5年度から建設事業に着手し、平成10年度から中勢系の給水を開始し、平成13年度からは、北勢系の給水を開始しています。

水需要の伸び悩みから平成20年3月に事業計画の見直しを行い、中勢系58,800 m<sup>3</sup>/日、北勢系18,000 m<sup>3</sup>/日の合計76,800 m<sup>3</sup>/日に規模を縮小し、必要な施設整備に取り組んでいます。

## (2) 水質

水道水の水質に関する検査項目は、水道法に基づく「水質基準項目（51項目）」及び「水質管理目標設定項目（27項目）」があります。三重県企業庁が供給している水道水は、水質基準を十分満足しており、良好な水質を保っています。

色・臭い・味覚等に関する項目（令和5年度 浄水場出口・年平均）

	項目	単位	目標値(※1)	北勢水道事務所		中勢水道事務所		南勢水道事務所
				播磨浄水場	水沢浄水場	高野浄水場	大里浄水場	多気浄水場
色	マンガン	mg/l	0.01以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満	0.005未満
	アルミニウム	mg/l	0.1以下	0.05	0.05	0.03	0.04	0.06
臭い	残留塩素	mg/l	1以下	0.7	0.6	0.7	0.6	0.7
	ジェオスミン	mg/l	※2 0.00001以下	0.000002	0.000001	0.000001未満	0.000002	0.000001未満
	2-メチルイソボルネオール	mg/l	※2 0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満	0.000003
	臭気強度(TON)		3以下	1未満	1未満	1未満	1未満	1未満
味覚	遊離炭酸	mg/l	20以下	1.6	1.1	2.4	1.5	1.0
	有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	mg/l	3以下	2.2	2.0	1.4	2.8	0.9
	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	mg/l	10以上～100以下	23	42	36	23	36
	蒸発残留物	mg/l	30以上～200以下	53	60	73	53	55
濁り	濁度	度	1以下	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満	0.1未満

※1 より質の高い水をお届けするために定められた目標値です。(水質基準を補完する項目。平成15年10月厚生労働省健康局長通知)

※2 水道法に基づく水質基準値です。

### (3) 営業実績などの概況

#### ① 使用水量などの推移

事業名		区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
北中勢水道用水供給事業	北勢系	木曾川用水系	使用水量	m <sup>3</sup> /年	15,100,173	13,949,480	13,671,265	13,948,065	14,635,545
			給水実績	m <sup>3</sup> /年	15,100,173	13,949,480	13,671,265	13,948,065	14,635,545
			給水能力	m <sup>3</sup> /日	80,300	80,300	80,300	80,300	80,300
			最大使用水量	m <sup>3</sup> /日	51,335	49,645	45,866	65,698	48,007
			平均使用水量	m <sup>3</sup> /日	40,922	38,323	37,456	38,424	39,879
			料金収入	千円/年	1,266,612	1,221,127	1,209,890	1,218,495	1,245,306
	三重用水系	使用水量	m <sup>3</sup> /年	12,436,033	12,221,114	12,336,718	12,292,045	12,406,739	
		給水実績	m <sup>3</sup> /年	12,436,033	12,221,114	12,336,718	12,292,045	12,406,739	
		給水能力	m <sup>3</sup> /日	51,000	51,000	51,000	51,000	51,000	
		最大使用水量	m <sup>3</sup> /日	36,732	37,484	38,651	42,306	36,822	
		平均使用水量	m <sup>3</sup> /日	33,702	33,574	33,799	33,862	33,806	
		料金収入	千円/年	1,531,525	1,523,143	1,572,652	1,525,910	1,530,383	
	長良川水系	使用水量	m <sup>3</sup> /年	3,433,017	3,369,915	3,371,821	3,307,057	3,316,525	
		給水実績	m <sup>3</sup> /年	2,979,626	2,875,503	2,849,743	2,777,155	2,760,681	
		給水能力	m <sup>3</sup> /日	18,000	18,000	18,000	18,000	18,000	
		最大使用水量	m <sup>3</sup> /日	10,077	10,103	9,563	11,490	9,256	
		平均使用水量	m <sup>3</sup> /日	9,304	9,258	9,238	9,110	9,037	
		料金収入	千円/年	650,214	633,395	632,767	628,415	628,784	
中勢系	雲出川水系	使用水量	m <sup>3</sup> /年	12,949,610	14,313,998	13,236,161	12,380,376	13,588,829	
		給水実績	m <sup>3</sup> /年	12,949,610	14,313,998	13,236,161	12,380,376	13,588,829	
		給水能力	m <sup>3</sup> /日	81,416	81,416	81,416	81,416	81,416	
		最大使用水量	m <sup>3</sup> /日	50,125	54,149	47,708	46,058	47,090	
		平均使用水量	m <sup>3</sup> /日	35,094	39,324	36,263	34,106	37,027	
		料金収入	千円/年	1,462,487	1,496,682	1,454,123	1,420,747	1,467,877	
長良川水系	使用水量	m <sup>3</sup> /年	10,848,600	10,701,600	11,786,455	12,584,082	12,599,477		
	給水実績	m <sup>3</sup> /年	10,848,600	10,701,600	11,786,455	12,584,082	12,599,477		
	給水能力	m <sup>3</sup> /日	58,800	58,800	58,800	58,800	58,800		
	最大使用水量	m <sup>3</sup> /日	34,851	34,444	37,726	39,496	37,371		
	平均使用水量	m <sup>3</sup> /日	29,400	29,400	32,292	34,667	34,331		
	料金収入	千円/年	1,114,583	1,095,116	1,137,048	1,168,155	1,168,756		
南勢志摩水道用水供給事業		使用水量	m <sup>3</sup> /年	21,780,580	21,332,362	21,394,553	21,217,932	21,493,310	
		給水実績	m <sup>3</sup> /年	21,685,326	20,857,503	20,900,213	20,844,651	21,040,511	
		給水能力	m <sup>3</sup> /日	139,850	139,850	139,850	139,850	139,850	
		最大使用水量	m <sup>3</sup> /日	71,698	68,786	64,690	66,589	68,192	
		平均使用水量	m <sup>3</sup> /日	59,026	58,605	58,615	58,452	58,565	
		料金収入	千円/年	2,158,519	2,140,958	2,143,384	2,136,495	2,147,235	
合計		使用水量	m <sup>3</sup> /年	76,548,013	75,888,469	75,796,973	75,729,557	78,040,425	
		給水実績	m <sup>3</sup> /年	75,999,368	74,919,198	74,780,555	74,826,374	77,031,782	
		給水能力	m <sup>3</sup> /日	429,366	429,366	429,366	429,366	429,366	
		最大使用水量	m <sup>3</sup> /日	-	-	-	-	-	
		平均使用水量	m <sup>3</sup> /日	207,448	208,485	207,663	208,621	212,644	
		料金収入	千円/年	8,183,940	8,110,422	8,104,863	8,098,217	8,188,341	

※1 料金収入は消費税および地方消費税抜き、使用水量は料金収入（使用料金）の算定水量。（有収水量）

※2 数値は四捨五入のため合計が合わない場合があります。

② 水道料金の推移

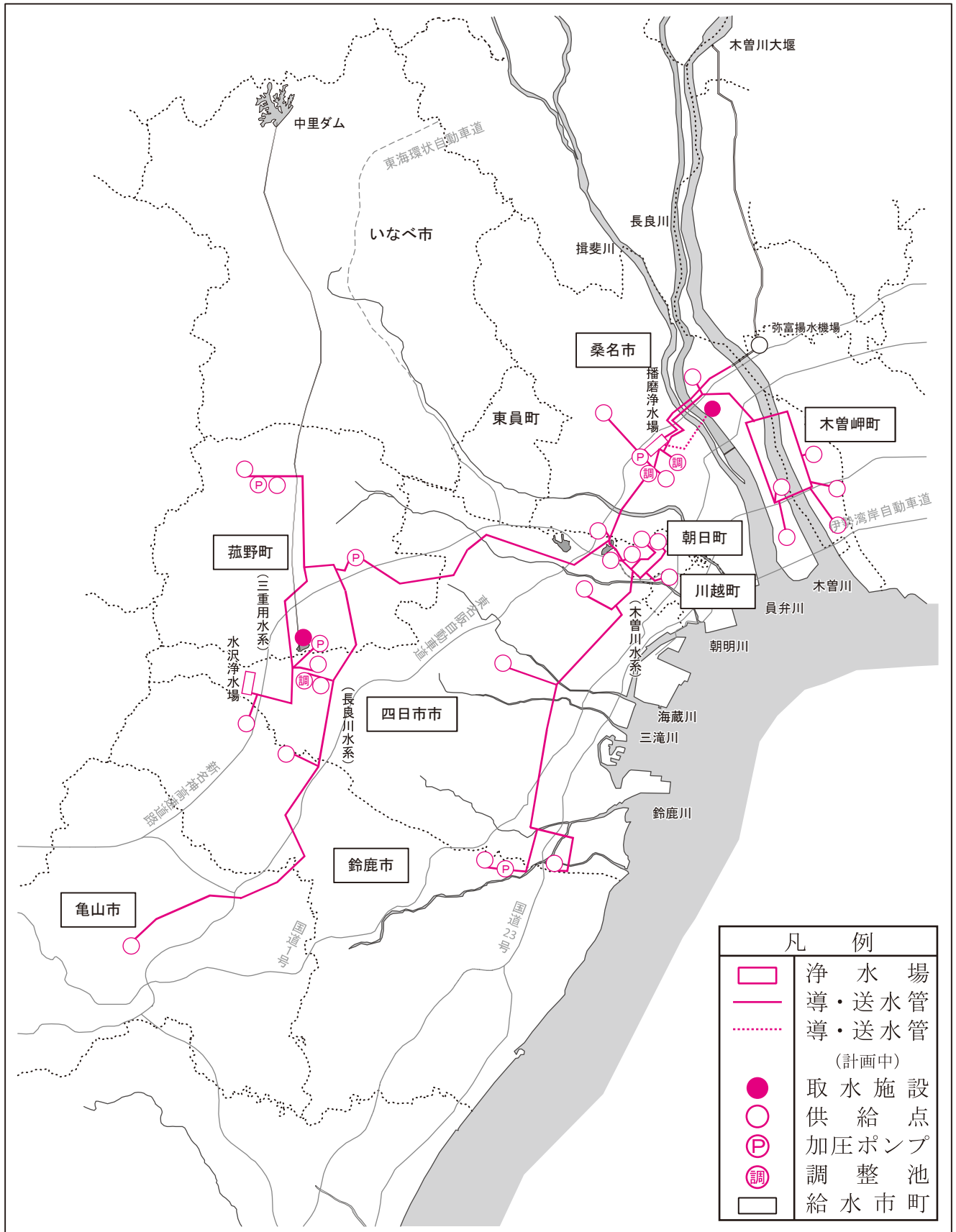
(単位:円)

事業別			昭和51～52年度	昭和53～54年度	昭和55～59年度	昭和60～平成元年度	平成2年度	平成3～6年度	平成7～8年度	平成9年度	平成10～11年度	平成12年度	平成13～14年度	平成15～16年度	平成17～20年度	平成21年度	平成22年度	平成23～26年度	平成27～令和元年度	令和2～6年度		
北勢水道	北勢系	木曾川水系	基本料金	800	890	990	1,070	1,030	1,030	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	1,020	680	680	670	670	700	700	
		使用料金	40	40	42	36	36	36	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	
		超過料金	190	190	190	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	
	中勢系	三重用水系	基本料金	—	—	—	—	—	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	3,300	2,930	2,930	1,710	1,710	
		使用料金	—	—	—	—	—	—	75	75	75	75	75	75	75	65	65	39	39	39	39	
		超過料金	—	—	—	—	—	—	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	
	中勢系	長良川水系	基本料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,400	1,400	1,400	(3,130) 1,400	(3,130) 1,400	(2,750) 2,560	(2,490) 2,300	(2,430) 2,230	
		使用料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	39	39	39	39	39	39	39	39	
		超過料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	180	180	180	180	180	180	180	180	
	中勢系	雲出川水系	基本料金	390	390	390	410	400	400	(800) 380	(800) 380	380	380	380	380	380	470	470	1,000	1,000	980	960
			使用料金	30	30	33	36	36	36	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39	39
			超過料金	138	138	138	138	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180
長良川水系		基本料金	—	—	—	—	—	—	—	—	2,060	2,060	2,060	2,060	2,060	2,030	2,030	1,000	1,000	980	960	
		使用料金	—	—	—	—	—	—	—	—	60	60	60	60	60	39	39	39	39	39	39	
		超過料金	—	—	—	—	—	—	—	—	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	
南勢志摩水道	南勢系	基本料金	—	—	—	1,800	1,770	1,770	1,460	1,460	1,460	1,320	1,320	1,320	1,290	1,290	1,070	1,070	780	780		
		使用料金	—	—	—	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	39	39	39	39	39	39	
		超過料金	—	—	—	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	
	志摩系	基本料金	780	780	780	1,040	1,270	1,270	1,520	1,850	1,850	1,740	1,740	1,320	1,290	1,290	1,070	—	—	—	—	
		使用料金	40	40	44	36	36	36	39	39	39	39	39	60	39	39	39	—	—	—	—	
		超過料金	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	180	—	—	—	—	
伊賀水道	基本料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,600	—	—	—	—		
	使用料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	65	—	—	—	—		
	超過料金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	180	—	—	—	—		

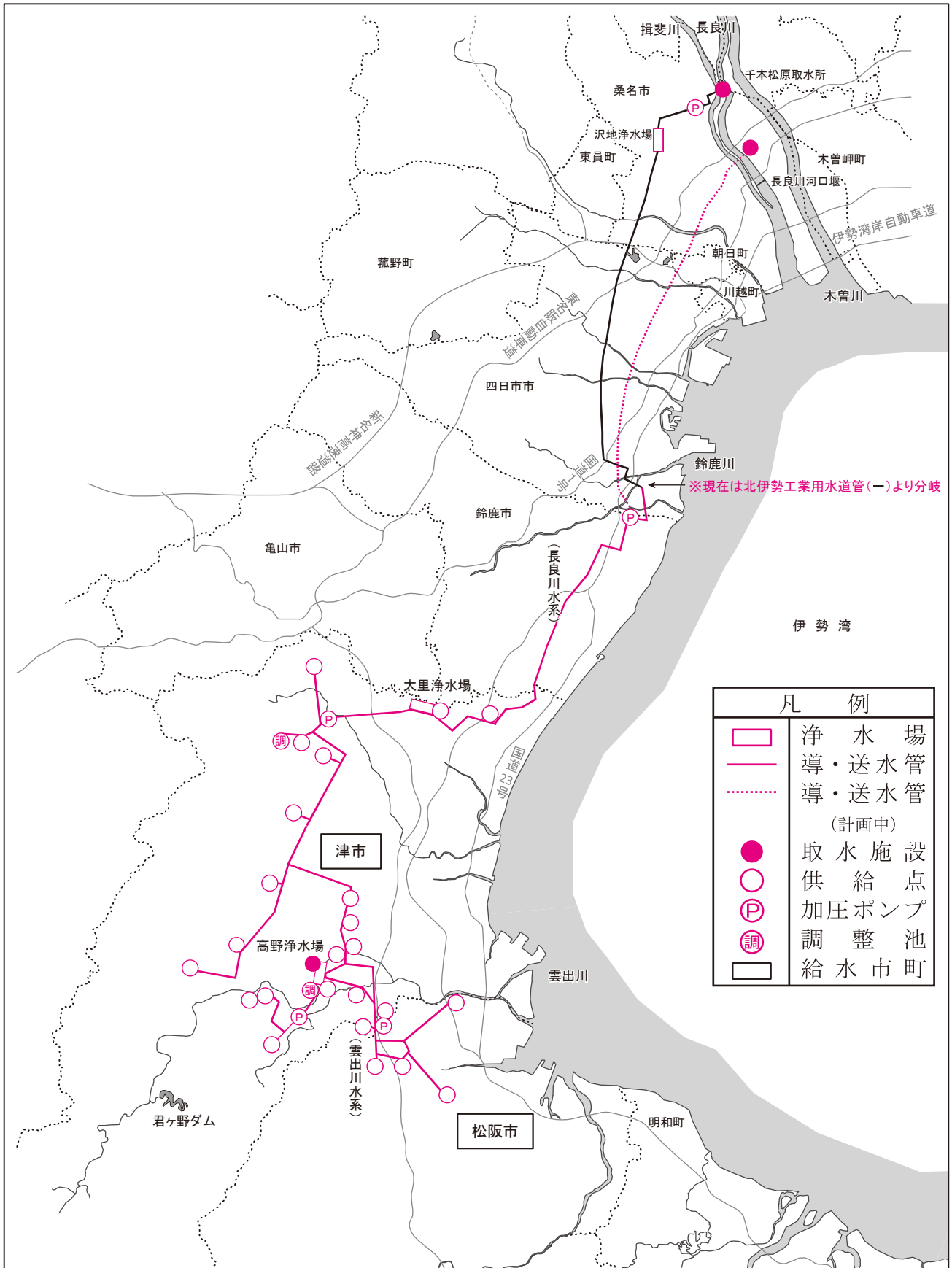
基本料金:基本水量1㎡あたり月額。 使用料金:使用水量1㎡あたり。 超過料金:超過水量1㎡あたり。

- ※1 北勢系長良川水系の( )内は亀山市の区域に係る水道料金。
- ※2 中勢系雲出川水系の( )内は拡張(暫定)分に係る水道料金。
- ※3 南勢志摩水道(志摩系)については、平成23年4月に志摩市へ譲渡。
- ※4 伊賀水道については、平成22年4月に伊賀市へ譲渡。

# 北中勢水道用水供給事業(北勢系)概要図

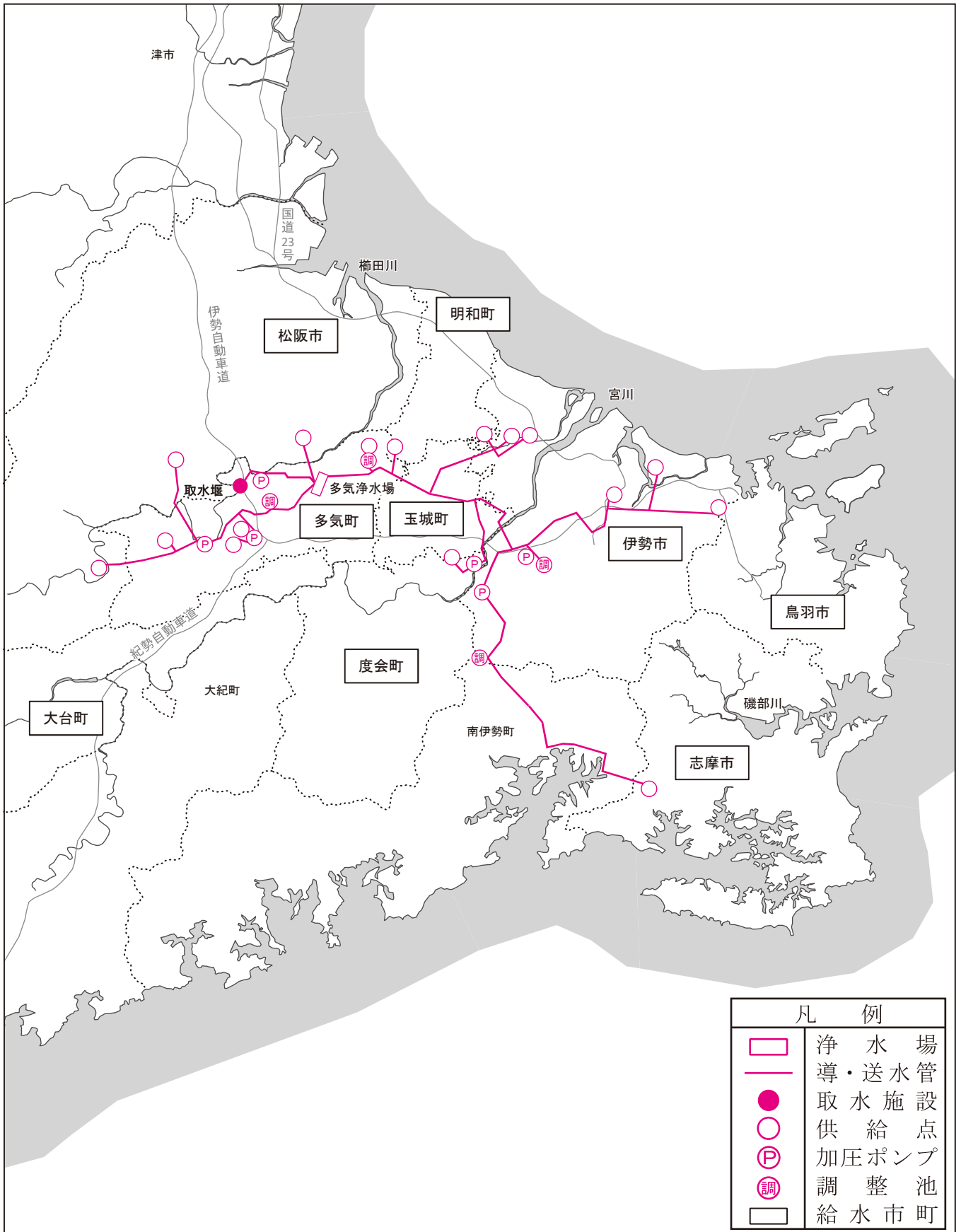


# 北中勢水道用水供給事業(中勢系)概要図





# 南勢志摩水道用水供給事業概要図



## 4 工業用水道事業の概要

### (1) 事業概要

三重県の工業用水道事業は、北伊勢臨海部の石油化学を中心とする工業の発展に伴う水需要増大への対応や、地盤沈下に対する地下水代替用水確保の必要性から、昭和31年に四日市工業用水道の給水を開始して以来、北伊勢工業用水道第1期から第4期事業へと拡張を重ねてきました。この間、他の地域でも事業を進め、昭和38年には松阪工業用水道、昭和46年には中伊勢工業用水道、昭和61年には多度工業用水道で給水を開始しました。なお、多度工業用水道事業は平成28年4月1日に事業を廃止しました。

現在、県域全体では最大給水能力911,500m<sup>3</sup>/日を有し、県内の92社105工場に工業用水を給水することで、産業の発展、県土の保全に寄与しています。

また、将来の水需要に備えて三重用水、長良川河口堰に水源を確保しています。

(営業関係)

(令和6年4月1日現在)

事業名	給水区域	給水工場数	水源 <浄水場>	給水能力 (m <sup>3</sup> /日)	契約水量 (m <sup>3</sup> /日)	給水開始 年月日	工期	事業費 (千円)
北伊勢工業用水道事業	桑名市 四日市市 鈴鹿市 津市 朝日町 川越町	69社80工場	長良川 三重用水 <沢地> 員弁川 <伊坂> 木曾川総合 用水 (岩屋ダム) <山村>	(1,000,000) 840,000	754,990	昭和31年 4月1日	昭和28年～	(14,270,826) 63,147,035
中伊勢工業用水道事業	津市	16社18工場	雲出川 (君ヶ野ダム)	(50,000) 33,000	17,070	昭和46年 5月1日	昭和44年～	(429,110) 5,200,000
松阪工業用水道事業	松阪市	7社7工場	櫛田川	(38,500) 38,500	38,500	昭和38年 10月15日	昭和 36～62年度	908,208
合計		92社105工場		(1,088,500) 911,500	810,560			(14,699,936) 69,255,243

(注1) 給水能力の( )内は全体計画量を、事業費の( )内は水源負担額(外数)を示す。

(注2) 給水区域は現在給水している区域を示す。

(注3) 中伊勢工業用水道事業、松阪工業用水道事業は浄水場なし。

(注4) 給水工場数の合計は各事業別の数を積み上げたもの。

## (確保水源)

(令和6年4月1日現在)

事業名	計画給水区域	水源	計画給水量 (m <sup>3</sup> /日)	工期	事業費	備考
鈴鹿工業用水道事業	四日市市 鈴鹿市	三重用水	4,800	(三重用水) 昭和39年度 ～ 平成4年度	(三重用水) 約30.1億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
長良川河口堰関連 工業用水道事業 (仮称)	北勢地域	長良川 (長良川河口堰)	515,000	(長良川河口堰) 昭和43年度 ～ 平成6年度	(長良川河口堰) 約266.3億円	水源施設は完了 (水資源機構管理)
計	—	—	519,800	—	—	—

## (2) 水質

水質実績表(令和5年度平均)

検査項目	三重県企業庁の 水質標準値	工業用水道の 供給標準値	北伊勢工業用水道			中伊勢 工業用水道	松阪 工業用水道
			沢地 浄水場	伊坂 浄水場	山村 浄水場		
水温	—	—	17.7	18.2	18.0	18.0	18.1
濁度	10度以下	20度以下	1.8	2.4	1.7	0.1未満	0.1未満
pH	6.5以上8.0以下	同左	7.5	7.4	7.4	7.2	7.2
酸消費量(アルカリ度)	75mg/l以下	同左	29.6	18.8	18.6	36.7	35.8
全硬度	120mg/l以下	同左	32	22	22	41	40
全蒸発残留物	250mg/l以下	同左	65	53	54	86	69
塩化物イオン	20mg/l以下	80mg/l以下	4.6	3.3	3.4	6.4	5.0
鉄	0.3mg/l以下	同左	0.11	0.09	0.07	0.03未満	0.03未満
マンガン	0.2mg/l以下	同左	0.011	0.008	0.006	0.013	0.005未満

※ 工業用水道の水質は、法令上の基準が無く、三重県では独自に供給の目安となる水質標準値を定めています。

### (3) 営業実績などの概況

#### ① 給水実績などの推移

事業名	区分	単位	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
北伊勢 工業用水事業	基本使用水量	m <sup>3</sup> /年	275,316,520	275,553,050	275,571,350	275,565,350	276,326,340
	使用水量	m <sup>3</sup> /年	197,662,900	196,068,402	195,760,798	195,277,315	194,174,808
	給水実績	m <sup>3</sup> /年	148,481,916	143,355,283	146,425,818	144,840,164	142,784,024
	給水能力	m <sup>3</sup> /日	840,000	840,000	840,000	840,000	840,000
	最大給水量	m <sup>3</sup> /日	466,411	453,626	464,185	477,315	450,381
	平均給水量	m <sup>3</sup> /日	405,688	392,754	401,167	396,822	390,120
	料金収入	千円/年	4,796,951	4,792,567	4,801,988	4,808,802	4,813,887
中伊勢 工業用水事業	基本使用水量	m <sup>3</sup> /年	5,259,420	5,245,050	5,409,450	5,464,050	5,479,020
	使用水量	m <sup>3</sup> /年	4,983,330	4,955,271	5,095,590	5,176,521	5,204,059
	給水実績	m <sup>3</sup> /年	3,769,329	3,560,661	3,738,212	3,990,237	4,090,191
	給水能力	m <sup>3</sup> /日	33,000	33,000	33,000	33,000	33,000
	最大給水量	m <sup>3</sup> /日	12,692	11,844	11,908	12,878	13,544
	平均給水量	m <sup>3</sup> /日	10,299	9,755	10,242	10,932	11,175
	料金収入	千円/年	159,176	158,318	162,343	164,545	165,713
松阪 工業用水事業	基本使用水量	m <sup>3</sup> /年	14,091,000	14,052,500	14,052,500	14,052,500	14,091,000
	使用水量	m <sup>3</sup> /年	14,219,312	14,181,915	14,162,962	12,542,069	12,426,692
	給水実績	m <sup>3</sup> /年	10,855,969	9,530,471	8,908,105	8,077,713	8,113,234
	給水能力	m <sup>3</sup> /日	38,500	38,500	38,500	38,500	38,500
	最大給水量	m <sup>3</sup> /日	37,230	33,330	30,991	28,668	28,925
	平均給水量	m <sup>3</sup> /日	29,661	26,111	24,406	22,131	22,167
	料金収入	千円/年	229,562	228,981	228,375	226,193	226,483
合計	基本使用水量	m <sup>3</sup> /年	294,666,940	294,850,600	295,033,300	295,081,900	295,896,360
	使用水量	m <sup>3</sup> /年	216,865,542	215,205,588	215,019,350	212,995,905	211,805,559
	給水実績	m <sup>3</sup> /年	163,107,214	156,446,415	159,072,135	156,908,114	154,987,449
	給水能力	m <sup>3</sup> /日	911,500	911,500	911,500	911,500	911,500
	最大給水量	m <sup>3</sup> /日	516,333	498,800	507,084	518,861	492,850
	平均給水量	m <sup>3</sup> /日	445,648	428,620	435,815	429,885	423,462
	料金収入	千円/年	5,185,689	5,179,866	5,192,706	5,199,540	5,206,083

※ 料金収入は消費税および地方消費税抜き。

② 工業用水道料金の推移

(円/m<sup>3</sup>)

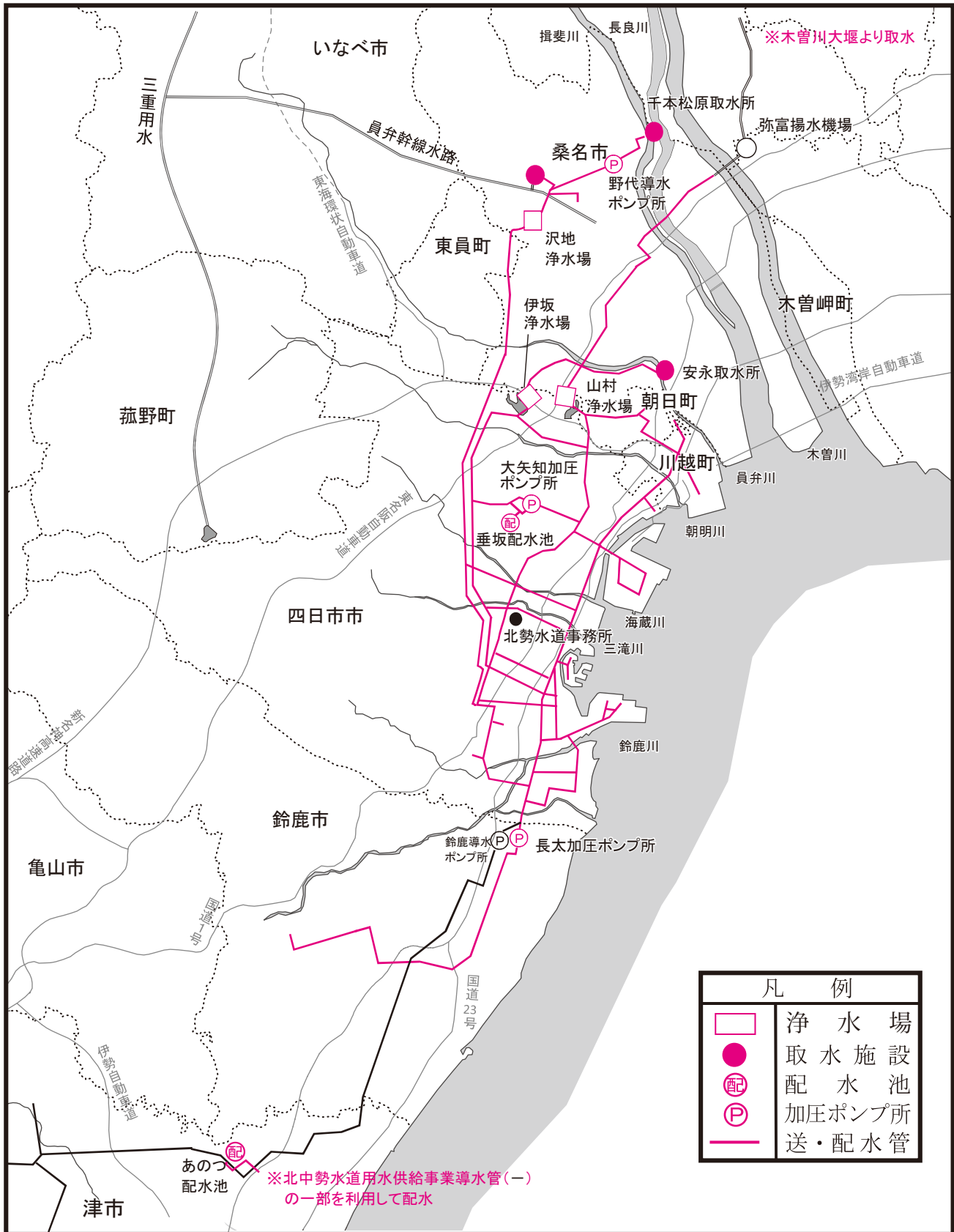
事業別		年度	昭和 53～	昭和 56～	昭和 59～	昭和 62 年度～
			55 年度	58 年度	61 年度	平成元年度
北伊勢工業用水道	基本料金	四・1～3 期	10.5	14.1	17.0	17.6
		3 期代替	9.5	13.1	16.0	16.6
		4 期	16.0	19.8	22.0	20.6
	超過料金	四・1～3 期	21.0	28.2	34.0	35.2
		4 期	32.0	39.6	44.0	41.2
工業用水道 中伊勢	基本料金		13.5	17.7	21.2	22.3
	超過料金		27.0	35.4	42.4	44.6
工業用水道 松阪	基本料金		9.0	11.3	12.5	13.3
	超過料金		18.0	22.6	25.0	26.6

(円/m<sup>3</sup>)

事業別		年度	平成 2～	平成 5～	平成 12～	平成 18 年度～	平成 22 年 1 月	平成 25 年～	平成 30 年度～
			4 年度	11 年度	17 年度	平成 21 年 12 月	～平成 24 年度	29 年度	
工業用水道 北伊勢	基本料金		16.5	17.0	17.0	17.0	15.5	14.5	14.5
	使用料金		3.4	3.5	3.5	3.0	3.5	4.0	4.0
	超過料金		39.8	41.0	41.0	40.0	38.0	37.0	37.0
工業用水道 中伊勢	基本料金		20.7	21.3	21.3	21.3	21.3	21.3	27.4
	使用料金		1.8	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	2.0
	超過料金		45.0	46.4	46.4	46.4	46.4	46.4	58.8
工業用水道 松阪	基本料金		12.5	12.9	14.9	14.9	14.9	14.9	14.9
	使用料金		1.5	1.6	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
	超過料金		28.0	29.0	32.0	32.0	32.0	32.0	32.0

(注) 平成 2 年度から料金体系の変更を実施。

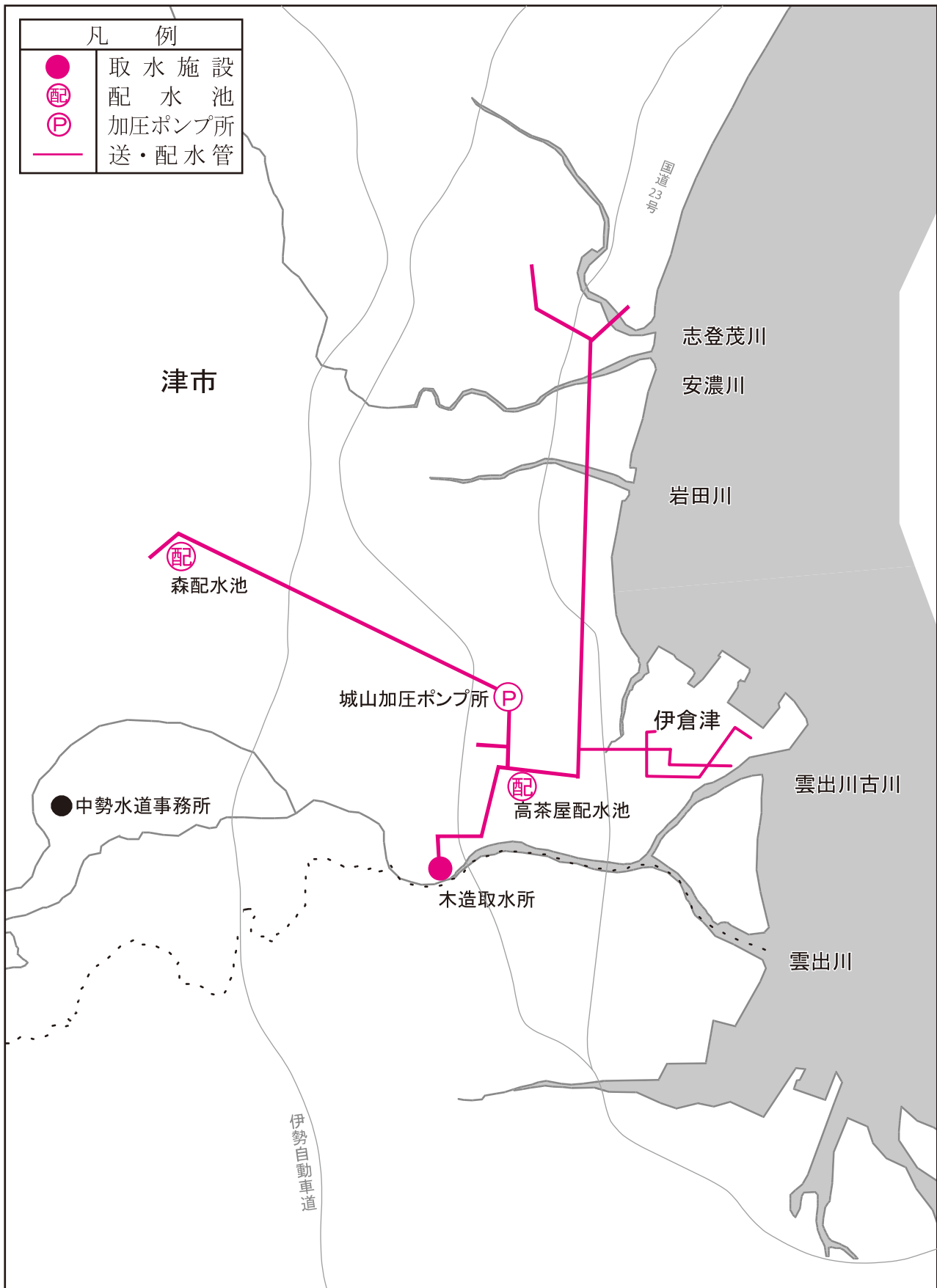
# 北伊勢工業用水道事業概要図



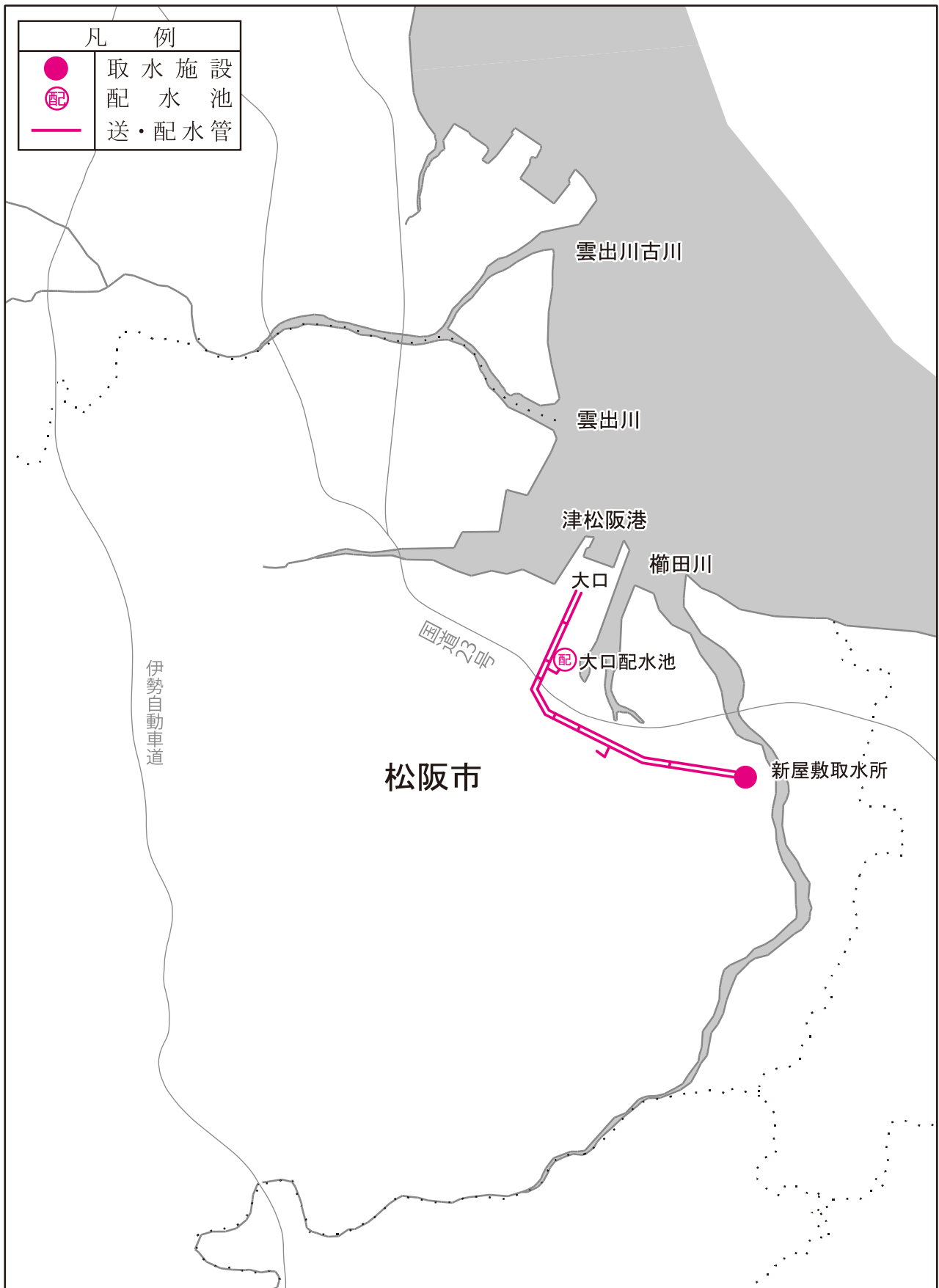
凡 例	
	浄水場
	取水施設
	配水池
	加圧ポンプ所
	送・配水管

※北中勢水道用水供給事業導水管(ー)の一部を利用して配水

# 中伊勢工業用水道事業概要図



# 松阪工業用水道事業概要図





## 5 「三重県企業庁経営計画（令和4年3月改定）」の概要

### 第1章 策定の趣旨

#### 1 目的

人口減少に伴う給水量の減少とともに、事業開始から長期間を経過し施設の更新需要の増大が見込まれる中、東日本大震災の経験を踏まえた震災対策の充実が求められるなど、事業運営に影響を及ぼす様々な環境変化にも的確に対応しながら、将来にわたって県民のくらしの安全・安心や経済・産業の発展に貢献していくため、今後の経営の方向性や道筋を示すものとして「三重県企業庁経営計画」を策定する。

#### 2 計画の位置づけ

三重県の中期の戦略計画である「みえ元気プラン」を着実に推進していくための三重県企業庁としての実行計画として位置づけるとともに、総務省及び厚生労働省から策定を要請されている「経営戦略」、「水道事業ビジョン」としても位置づける。

#### 3 計画期間

今後30年から40年程度先までの事業環境を見通したうえで、平成29年度から令和8年度までの10年間の計画とする。

### 第2章 経営の基本

#### 1 経営理念（存在意義）

公共性と経済性を両立させたいと、県民の日常生活や経済活動に欠くことのできない広域的なサービスを将来にわたり提供することで、県民のくらしの安全・安心の確保や地域経済の発展に貢献

#### 2 ビジョン（将来の状態）

時代の要請に的確に応え、生活や産業の基盤として質の高いサービスを提供し、県民から信頼される公営企業

#### 3 ミッション（使命・担うべき役割）

- ・「安全」で「安心」できるサービスを提供
- ・「強靱」な体制で「持続」してサービスを提供

#### 4 経営にあたっての行動基軸

- ・安全・安心
- ・信頼とパートナーシップの構築
- ・コンプライアンスの推進
- ・健全な経営
- ・絶え間ない検証・改善
- ・環境保全と社会貢献

※令和5年3月末をもって電気事業を廃止したため、電気事業に係る概要は添付していません。



○水道用水供給事業

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開										
<p><b>【現状】</b>  <b>（事業の概要）</b>                      ・北中勢及び南勢志摩水道用水供給事業の2事業を運営                      ・県内29市町のうち18市町に水道用水を供給                      ・給水能力は日量429,366㎥で、県全体の水道使用量の約30%を供給</p> <p><b>（給水量・料金の状況）</b>                      ・給水量実績は概ね横ばい傾向                      ・施設利用率は全体で約49%                      ・内部留保資金を活用して支払利息を軽減することなどで料金を低減化                      ・給水原価は、全国平均と比較すると高い状態</p> <p><b>（施設管理・整備の状況）</b>                      ・効率的な施設管理のため、浄水場の運転を遠方監視制御するとともに、浄水場に職員を配置したうえで運転管理等の業務を個別に民間委託                      ・活性炭処理設備の整備が完了                      ・浄水場などの主要施設や水管橋の耐震化を計画的に実施                      ・主要施設の浸水、土砂災害及び長時間停電への対策の検討を推進</p> <p><b>（水質管理の状況）</b>                      ・水質管理情報センターへ水質担当職員を集約し、水質管理や調査・研究の体制を強化</p> <p><b>（財務の状況）</b>                      ・損益は黒字基調で、令和2年度末の累積欠損金なし                      ・計画的な施設改良を実施する一方で、その財源に内部留保資金を充当することなどで、長期債務残高が減少                      ・自己資金を堅実に確保し、経営の健全性を確保</p> <p><b>【今後の課題】</b>                      ・県民の水道に対する様々なニーズや改定された水質基準への的確な対応                      ・南海トラフ地震などの大規模地震、近年多発する自然災害、設備の老朽化に伴う更新需要への対応                      ・人口減少に伴う水需要減少の一方、施設の改良・更新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営の持続</p>	経営目標	経営目標達成に向けた取組							成果指標		
	<p><b>ア 安全でおいしい水の供給</b></p>	<p>（ア）適切な水質管理</p>	<p>・水源から市町受水地点までの水質を的確に把握し水質検査結果を浄水処理工程にフィードバックしてきめ細かな浄水処理を実施</p>							<p>実績値 R3</p>	<p>目標値 R8</p>
		<p>（イ）水質管理の強化 （管理目標値の設定）</p>	<p>・県民の水道に対するニーズに対応し、「安全性」、「味やにおい」の観点から総トリハロメタン、カビ臭物質などについて、国の水質基準等より高いレベルの管理目標値を設定し、水質管理を強化</p>							<p>100</p>	<p>100</p>
	<p><b>イ 強靱な水道の構築</b></p>	<p>（ア）耐震化</p>	<p>・浄水場の浄水処理施設の耐震補強工事を計画的に実施                      ・主要施設である調整池の耐震化を計画的に推進                      ・被害率の高い管路などを優先して、耐震管への布設替え                      ・老朽化に伴う更新に合わせ耐震管への布設替え</p>							<p>100</p>	<p>100</p>
<p>（イ）老朽化対策</p>		<p>・電気・機械設備については、定期的な点検整備や劣化診断に取り組みつつ、効率的・効果的に更新</p>							<p>実績値 R3</p>	<p>目標値 R8</p>	
<p>（ウ）施設の長寿命化</p>		<p>・適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性をふまえて、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕などを実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進</p>							<p>91.8</p>	<p>100</p>	
<p>（エ）風水害対策</p>		<p>・施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、受水市町と情報を共有し計画的に対策を実施                      ・長時間停電対策については、非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、設備の更新に合わせ適切に対応</p>							<p>64.3</p>	<p>85.7</p>	
<p><b>ウ 健全な事業運営の持続</b></p>	<p>（オ）拡張事業（未整備分）</p>	<p>・長良川水系の取水・導水施設整備は関係者との連携を図り、計画的かつ効率的に事業を執行</p>							<p>65.8</p>	<p>70.0</p>	
	<p>（ア）アセットマネジメントによる適正な資産管理</p>	<p>・施設・財政の両面で健全な水道を次世代に引き継ぐため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践</p>							<p>実績値 R3</p>	<p>目標値 R8</p>	
	<p>（イ）施設規模の適正化</p>	<p>・施設更新にあたっては、水需要に応じた合理的な施設規模や配置などにより再構築</p>							<p>102.4</p>	<p>115.0</p>	
	<p>（ウ）広域連携</p>	<p>・受水市町などと検討体制を構築し、事業統合に限らず、管理や施設の共同化など幅広い内容で検討</p>							<p>104.4</p>	<p>100 以上</p>	
<p>（エ）官民連携</p>	<p>・更なる効率的な事業運営に向け、性能評価発注などによる民間企業のノウハウ及び最新技術の活用について検討</p>							<p>0</p>	<p>0</p>		

**投資・財政計画（収支計画）**

(注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。  
 ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。  
 ・受託工事に係る収益・費用及び予備費は除いています。  
 ・確保水源に係る経費を含んでいます。  
 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。

**【参考】建設改良費（単位：百万円）**  
 H29～R2計：13,835 R3～R8計：29,937 総合計：43,772

		(単位：百万円)									
区分		H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8
収益的 収支	収益	8,976	8,933	9,039	8,978	8,895	8,902	8,903	8,893	8,894	8,866
	費用	8,576	8,594	8,868	8,606	8,740	8,865	8,732	8,765	8,859	8,882
	純損益	400	340	172	372	155	37	170	128	35	△16
資本的 収支	収入	1,008	333	2,086	2,725	2,089	518	1,653	4,918	377	1,604
	支出	5,693	5,193	5,573	6,877	5,734	6,617	8,234	8,960	4,085	5,176
	うち建設改良費	2,698	2,816	3,346	4,975	3,898	4,769	6,570	7,470	2,964	4,266
	資本的収支差	△4,685	△4,860	△3,487	△4,152	△3,645	△6,099	△6,580	△4,042	△3,708	△3,572
企業債残高		19,288	16,913	14,691	12,788	10,952	9,139	7,475	8,531	7,642	8,132
内部留保資金		11,648	10,706	11,016	11,125	11,040	8,165	6,203	6,880	7,396	8,135

○工業用水道事業

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開														
<p><b>【現状】</b></p> <p><b>(事業の概要)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>北伊勢、中伊勢及び松阪工業用水道事業の3事業を運営</li> <li>令和3年度当初で県内92社105工場に工業用水を供給</li> <li>最大給水能力は日量911,500 m<sup>3</sup>で、県全体の工業用水需要量の約6割を供給</li> </ul> <p><b>(給水量・料金の状況)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>給水量実績は僅かながら減少傾向</li> <li>令和3年度当初の契約率は、北伊勢90%、中伊勢44%、松阪100%</li> <li>経済情勢の変化などにより、実際に使用する水量と契約水量がかい離</li> <li>内部留保資金を活用して支払利息を軽減することなどで料金を低減化</li> </ul> <p><b>(施設管理・整備の状況)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>浄水場の遠方監視制御、技術管理業務の包括的な民間委託を導入するとともに、導入後もその効果を検証し、委託範囲や委託期間の見直しを実施</li> <li>浄水場などの主要施設や水管橋の耐震化を計画的に実施</li> <li>配水管の布設替えの際は現状の需要量に応じた適正な管径にするなど、施設規模を縮小</li> <li>契約水量の増量に対応するため、加圧ポンプ所や配水池を整備する等、給水を安定化</li> <li>主要施設の浸水、土砂災害及び長時間停電への対策の検討を推進</li> </ul> <p><b>(財務の状況)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>損益は黒字基調で、令和2年度末の累積欠損金なし</li> <li>計画的な施設改良を実施する一方で、その財源に内部留保資金を充当することなどで、企業債発行を抑制</li> <li>自己資金を堅実に確保し、経営の健全性を確保</li> </ul> <p><b>【今後の課題】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>南海トラフ地震などの大規模地震、近年多発する自然災害、設備の老朽化に伴う更新需要への対応</li> <li>施設の改良・更新に係る費用の増大が見込まれる中での健全な事業運営の持続</li> </ul>	経営目標	経営目標達成に向けた取組									成果指標				
	<p><b>ア 強靱な工業用水道の構築</b></p>	<p>(ア) 耐震化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要施設である浄水場の排水処理施設や配水池等について耐震化</li> <li>重要度の高い主要幹線や布設年度が古い配水管路などについて、老朽化対策として実施する管路更新にあわせて管路を耐震化</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>実績値</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R3</td> <td>R8</td> </tr> </table>		実績値	目標値		R3	R8					
	実績値	目標値													
	R3	R8													
<p>(イ) 老朽化対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏水などの事故時においてもユーザーへ大きな影響を与えないよう、配水運用において重要な箇所にある制水弁を優先して取替</li> <li>老朽化した管路のうち重要度の高い主要幹線などを中心に更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要施設の耐震化率(%)</li> <li>浄水場の耐震化率(%)</li> <li>制水弁の更新率(%)</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>実績値</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>83.7</td> <td>95.9</td> </tr> <tr> <td></td> <td>100</td> <td>100(R3)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>47.8</td> <td>100</td> </tr> </table>		実績値	目標値		83.7	95.9		100	100(R3)		47.8	100
	実績値	目標値													
	83.7	95.9													
	100	100(R3)													
	47.8	100													
<p>(ウ) 施設の長寿命化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な保守点検を行うとともに、安全性や経済性をふまえて、損傷が軽微である早期段階で予防的な修繕などを実施していくことで機能の保持・回復を図る「予防保全型維持管理」を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管路の耐震適合率(%)</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>実績値</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>63.4</td> <td>66.9</td> </tr> </table>		実績値	目標値		63.4	66.9						
	実績値	目標値													
	63.4	66.9													
<p>(エ) 風水害対策</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>施設への被害が及ばないように対策の検討を進め、計画的に対策を実施</li> <li>長時間停電対策については、非常用発電設備を72時間程度運転できる燃料を貯留することとし、設備の更新に合わせ適切に対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>設備の更新率(%)</li> <li>給水障害発生件数(件)</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>実績値</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>43.4</td> <td>100</td> </tr> <tr> <td></td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </table>		実績値	目標値		43.4	100		0	0			
	実績値	目標値													
	43.4	100													
	0	0													
<p><b>イ 健全な事業運営の持続</b></p>	<p>(ア) 的確な水需要の予測</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存ユーザーに対し定期的にアンケートを実施し今後の水需要を的確に予測</li> <li>予測した水需要は、施設改良計画などに反映</li> </ul>	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>実績値</td> <td>目標値</td> </tr> <tr> <td></td> <td>R3</td> <td>R8</td> </tr> </table>		実績値	目標値		R3	R8						
	実績値	目標値													
	R3	R8													
<p>(イ) アセットマネジメントによる適正な資産管理</p>	<p>(イ) アセットマネジメントによる適正な資産管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>将来にわたって施設・財政の両面で健全で持続可能な工業用水道を実現するため、アセットマネジメント手法による中長期的な視点を持った資産管理を実践</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>給水原価(円/m<sup>3</sup>)</li> </ul>												
<p>(ウ) 施設規模の適正化</p>	<p>(ウ) 施設規模の適正化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>漏水などの危機管理への対応なども考慮のうえ、総合的に必要な施設規模を検討し、適正規模で更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間給水量(百万m<sup>3</sup>)</li> </ul>												
<p>(エ) 料金制度の最適化</p>	<p>(エ) 料金制度の最適化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーとの意見交換を行いながら健全かつ安定した事業運営を確保したうえで新しい料金の仕組みについて検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経常収支比率(%)</li> </ul>												
<p>(オ) 官民連携</p>	<p>(オ) 官民連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>浄水場などの技術管理業務の包括的な委託について、引き続き導入効果を検証しながら、より効率的な事業運営と競争性を高め効果的な民間委託となるよう検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経常収支比率(%)</li> </ul>												

投資・財政計画(収支計画)

(注)・収益的収支は税抜き、資本的収支は税込みの金額です。  
 ・H29～R2年度までは決算額、R3年度以降は見込額です。  
 ・受託工事に係る収益・費用及び予備費は除いています。  
 ・確保水源に係る経費を含んでいます。  
 ・端数処理をしているため、合計が合わない場合があります。

【参考】建設改良費(単位:百万円)

H29～R2計: 22,093 R3～R8計: 29,320 総合計: 51,413

区分	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
収益的収支	収益	5,586	5,754	5,771	5,763	5,775	5,764	5,786	5,706	5,699	5,675
	費用	5,174	5,322	5,420	5,422	5,595	5,755	5,734	5,682	5,668	5,668
	純損益	411	432	352	341	180	10	52	24	31	7
資本的収支	収入	2,414	4,142	5,099	3,355	1,947	2,387	3,016	3,409	2,723	3,321
	支出	5,806	7,957	8,404	5,665	5,385	6,360	5,862	6,362	5,709	6,303
	うち建設改良費	3,679	6,691	7,158	4,565	4,362	5,332	4,715	5,157	4,539	5,215
	資本的収支差	△3,391	△3,816	△3,305	△2,310	△3,439	△3,973	△2,846	△2,953	△2,987	△2,982
企業債残高	11,724	14,000	17,373	19,209	19,786	20,552	21,737	23,386	24,557	26,187	
内部留保資金	8,889	7,931	7,506	8,005	7,269	5,685	5,701	5,693	5,690	5,690	

○各事業の展開を支える取組

第3章 各事業の現状と課題	第4章 事業別の展開			
<p><b>【現状】</b>  <b>(経営基盤強化のための取組)</b>                      ・抜本的な経営改善による事業内容の変化に対応した適正な組織の改編と人員の配置                      ・企業庁職員のみならず、企業庁職員のめざすべき姿の実現に向けて人材育成方針を改定し、計画的な人材育成を実施                      ・各所属でOJTにより技術継承を推進                      ・企業庁独自の非常参集体制の構築など危機管理の強化                      ・健全な財務運営と、確実かつ効率的な資金運用及び資金管理                      ・ISO9001を活用した業務の継続的な改善による経営の品質向上 ※令和6年3月末をもってISO9001認証取下げ                      ・デジタル化による業務改善等を推進するための取組の検討</p> <p><b>(地域社会との信頼構築のための取組)</b>                      ・ホームページ等の多様な媒体を活用した情報提供や市町、ユーザーとの定期的な協議                      ・コロナ禍においても水道への理解を深めていただくための動画の公開                      ・浄水場の施設見学の受入れ、伊坂・山村ダム周辺を憩いの場として開放するなどの地域貢献                      ・太陽光発電や小水力発電の導入、浄水場で発生する汚泥の有効利用など事業活動における環境配慮</p> <p><b>【今後の課題】</b>                      ・事業の縮小や民間委託の導入拡大などにより現場経験を積む機会が減少する中で、職員の技術力の維持・向上のための人材育成や技術継承                      ・大規模地震など今までに経験のない危機への的確な対応                      ・引き続きデジタル化による業務改善等を推進するための取組の検討                      ・事業を取り巻く環境が変化する中で、地域社会との信頼構築</p>	経営目標	経営目標達成に向けた取組		活動指標
	<p><b>ア 経営基盤の強化</b></p>	<p>(ア) 組織・定員・給与・人事管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>柔軟で効率的・効果的な組織の整備</li> <li>業務量に応じた適正な定員管理</li> <li>職員の給与について適切な制度管理</li> <li>「企業庁職員育成支援のための人事評価制度」を活用した人材育成・人事管理</li> </ul>	
<p><b>イ 地域社会との信頼構築</b></p>	<p>(ア) 情報提供とコミュニケーション</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営の透明性を高め、公営企業としての説明責任を果たすため、事業内容や経営に関する情報をホームページで公開</li> <li>市町やユーザーとの協議の場などを通じた事業内容等の積極的な発信と対話による相互理解</li> </ul>		<p>実績値 目標値 R3 R8</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>施設見学受入れ件数(件) 0 120以上</li> <li>コピー用紙使用量※(%) △2.3 △5</li> </ul> <p>※コピー用紙使用量 平成27年度の使用量を基準とした削減率</p>
<p>(イ) 人材育成・技術継承</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ジョブローテーションによる人事配置</li> <li>OJTによる技術力の習得に加え、技術研修や財務研修、危機管理研修などを計画的に実施</li> <li>業務上必要な資格・免許の取得支援</li> <li>企業庁職員として経験的に培ってきた技術や知識について、OJT手法を活用して確実に次世代の職員へ継承</li> </ul>			
<p>(ウ) 危機管理</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ライフラインを担う事業者として安定供給を行っていくための危機管理を推進</li> </ul>			
<p>(エ) 資金・資産の管理・活用</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>資金の元本の安全性と流動性を確保したうえで、確実かつ効率的な運用</li> </ul>			
<p>(オ) 経営の品質向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>業務の継続的改善に努め、将来にわたり安全で安定したサービスを提供することによる顧客満足の上昇</li> <li>ICTタグを利用した貯蔵品管理や点検業務支援端末の導入の検討を継続</li> <li>AIによる薬品注入の自動化や遠隔で自動検針が可能なスマートメーターについても先進事例の調査等を行い、他の新たなICTの技術動向にも注視しつつ今後の活用について検討</li> </ul>			

第5章 計画の推進

1 進行管理

各事業の経営目標ごとに設定した成果指標による進捗管理及びPDCAサイクルによる検証・改善  
 事業環境に新たな変化等が生じた場合は、必要に応じ計画内容を見直し

2 外部からの意見聴取

市町、ユーザー、有識者など外部から事業の実施状況や経営状況についての幅広い意見を定期的に聴取

## 6 三重県企業庁の歩み

年 月	水道事業関係	工業用水道事業関係	電気事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
昭和26年 4月			・宮川総合開発事業実施のための調査を開始		5月－9電力会社発足
昭和27年 4月			・宮川総合開発事業に着手		
7月			・宮川ダム建設に着手 ・宮川開発建設部を設置 ・長発電所の建設に着手		7月－電源開発促進法公布 8月－地方公営企業法公布
昭和28年 6月			・宮川第一発電所の建設に着手		
昭和29年 1月		・土木部が四日市工業用水道事業の建設に着手	・長発電所の営業運転開始		
4月			・電気事業に地方公営企業法の財務規定を適用		
6月			・宮川第二発電所の建設に着手		
昭和30年 3月			・宮川ダム定礎式		
昭和31年 4月			・土木部に企業準備室を設置		6月－工業用水法公布
7月			・電気局設置 ・電気事業に地方公営企業法を適用		
昭和32年 4月			・宮川第一発電所の営業運転を開始		6月－水道法公布
5月			・宮川ダム竣工		
昭和33年 1月			・宮川第二発電所営業運転を開始		4月－工業用水道事業法公布
7月			・宮川第三発電所の建設に着手		10月－日本工業用水協会設立
昭和36年 4月		・工業用水道事業に地方公営企業法を適用 ・四日市工業用水道事業、北伊勢工業用水道第一期事業及び建設中の第二期事業を土木部から引き継ぐ		・電気局を企業庁に改組 (組織…本庁6課、出先6機関)	
12月		・松阪工業用水道事業の建設に着手			11月－水源開発促進法公布 11月－水源開発公団法公布
昭和37年 3月			・宮川第三発電所の営業運転を開始		
5月		・北伊勢工業用水道第二期事業の一部給水を開始			5月－工業用水法の一部改正 5月－水資源開発公団が発足
昭和38年 4月		・北伊勢工業用水道第三期事業の建設に着手			
10月		・松阪工業用水道事業の給水を開始			
昭和39年 3月			・三瀬谷ダム及び三瀬谷発電所の建設に着手		7月－電気事業法公布
昭和40年 1月		・伊坂ダム定礎式			
3月	・水道事業に地方公営企業法を適用				
4月	・志摩水道用水供給事業の建設に着手	・南伊勢工業用水道事業の建設に着手 ・北伊勢工業用水道第二期事業の給水を開始			
昭和41年 11月		・伊坂ダム貯水開始		・有料道路事業に地方公営企業法を適用	
昭和42年 1月		・松阪工業用水道第一期拡張事業の建設に着手	・長発電所を無人化		
3月				・建設中の長島有料道路事業を土木部から引き継ぐ	
4月			・三瀬谷ダム竣工、三瀬谷発電所の営業運転を開始	・営業中の北伊勢有料道路事業を土木部から引き継ぐ	
5月		・松阪工業用水道第一期拡張事業の給水を開始			

年 月	水道事業関係	工業用水道事業関係	電気事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
昭和43年 3月			・青蓮寺発電所の建設に着手		
4月	・雲出川総合開発君ヶ野ダム建設事業を土木部から受託 ・中勢水道用水供給事業の建設に着手		・料金改定（水力） 【長、宮一、宮二】		
8月				・長島有料道路の営業を開始	
10月		・北伊勢工業用水道第三期事業の一部給水を開始			
11月	・志摩水道用水供給事業の一部（大王町、磯部町、浜島町、阿児町）給水を開始				
昭和44年 3月		・北伊勢工業用水道第三期事業の給水を開始			
4月	・志摩水道用水供給事業の一部（志摩町）給水を開始	・中伊勢工業用水道事業の建設に着手			
6月			・宮川第一発電所を無人化		
9月				・鈴鹿公園有料道路の建設に着手	
昭和45年 4月		・北伊勢工業用水道第四期事業の建設に着手		・本庁に水道課を設置	
6月			・青蓮寺発電所の営業運転開始		
10月		・松阪工業用水道第二期拡張工事の建設に着手			
11月		・上野工業用水道事業の建設に着手			
12月				・志摩開発有料道路（第一期事業）の建設に着手	
昭和46年 4月			・料金改定（水力） 【宮三】		
5月	・志摩水道用水供給事業の給水を開始	・中伊勢工業用水道事業の一部（津市）給水を開始			
6月	・中勢水道用水供給事業の一部（津市、久居市）給水を開始				
8月	・北勢水道用水供給事業の建設に着手				
12月				・土地開発事業に地方公営企業法を適用	
昭和47年 1月				・青山高原保健休養地の建設に着手	
3月	・雲出川総合開発事業の君ヶ野ダム竣工				
4月	・中勢水道用水供給事業の一部（嬉野町）給水を開始	・松阪工業用水道第二期拡張事業の給水を開始 ・松阪工業用水道事業の料金改定			
8月				・青山高原有料道路事業の建設に着手	
11月				・鈴鹿公園有料道路の営業を開始	
12月				・白山八対野土地造成事業の建設に着手 ・志摩開発有料道路（第二期事業）の建設に着手	
昭和48年 4月	・中勢水道用水供給事業の一部（一志町）給水を開始 ・志摩水道用水拡張事業の建設に着手			・志摩開発有料道路（第一期事業）の営業を開始 ・北伊勢有料道路を無料開放	
8月				・県道路公社の設立に伴い、鈴鹿公園有料道路及び志摩開発有料道路事業（第一期事業）を移管	
10月				・長島有料道路を無料開放	10月－オイルショック始まる
11月				・青山高原保健休養地の第1回分譲会を開催	
昭和49年 6月		・北伊勢工業用水道事業の野代導水所を無人化			
9月		・松阪工業用水道事業の新屋敷取水所を無人化			

年 月	水道事業関係	工業用水道事業関係	電気事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
昭和50年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定</li> <li>・志摩水道用水拡張事業の一部（磯部町、阿児町、大王町、浜島町）給水を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定（水力）全発電所を統合</li> </ul>		
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中勢水道用水供給事業の給水を開始</li> </ul>				
6月					
10月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・北伊勢工業用水道事業の安永取水所、川越取水所を無人化</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・青山高原有料道路を竣工、事業を三重県道路公社へ移管</li> </ul>	
昭和51年 3月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮川揚水発電の調査結果まとまる</li> </ul>		
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・志摩水道用水拡張事業の給水を開始</li> </ul>				
7月					
12月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・志摩開発有料道路（第二期事業）を竣工、事業を三重県道路公社へ移管</li> <li>・「三重県公営企業の設置等に関する条例」を一部改正、有料道路事業を削除</li> </ul>	
昭和52年 3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北勢水道用水供給事業の一部（長島町）給水を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北伊勢工業用水道第四期事業の一部（四日市市、楠町）給水を開始</li> </ul>			
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北勢水道用水供給事業の一部（木曾岬町）給水を開始</li> <li>・南勢水道用水供給事業の建設に着手</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上野工業用水道事業を廃止</li> </ul>			
5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北勢水道用水供給事業の一部（川越町、朝日町）給水を開始</li> </ul>				
6月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北勢水道用水供給事業の一部（四日市市）給水を開始</li> </ul>				
昭和53年 1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中勢水道用水拡張事業の一部（白山町）給水を開始</li> </ul>				
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北勢水道用水供給事業の一部（桑名市、鈴鹿市）給水を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮川第三発電所を無人化</li> <li>・料金改定（水力）</li> </ul>		
昭和54年 3月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・白山八対野土地を日生学園へ売却</li> <li>・白山八対野土地造成事業を廃止</li> </ul>	
4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北勢水道用水供給事業の一部（楠町）給水を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・北伊勢工業用水道第四期事業の一部（鈴鹿市）給水を開始</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本庁の経理課を廃止し、経営企画室を設置</li> </ul>	
昭和55年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中勢水道用水供給事業の一部（三雲町）給水を開始</li> <li>・料金改定</li> </ul>				
昭和56年 4月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中勢水道用水拡張事業の給水を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・料金改定（水力）（一部従量制導入）</li> <li>・大和谷発電所の建設計画が、電源開発調整審議会の議を経て決定</li> </ul>		
11月					
昭和57年 2月				<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業庁設置20周年記念式典を挙行し、「企業庁20年史」を刊行</li> </ul>	
4月		<ul style="list-style-type: none"> <li>・北伊勢工業用水道事業の千本松原取水所無人化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木課分室を設置（大和谷発電所の建設のため設置）</li> <li>・蓮発電所の建設計画が、電源開発調整審議会の議を経て決定</li> </ul>		
7月					
昭和58年 4月			<ul style="list-style-type: none"> <li>・土木課分室を廃止し、大和谷、蓮発電所建設事務所を設置</li> <li>・料金改定（水力）</li> </ul>		58年3月一木曾川用水完成



年 月	水道事業関係	工業用水道事業関係	電気事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
昭和59年 4月 8月 12月		・料金改定  ・多度工業用水道事業の建設に着手		・職員福利厚生施設「いなづま会館」開館	
昭和60年 3月 4月 6月 11月	・料金改定 ・南勢水道用水供給事業の暫定（鳥羽市、二見町）給水を開始		・料金改定（水力）  ・大和谷発電所の営業運転開始	・「長期経営ビジョン」を策定  ・「長期経営ビジョン」に基づく第一次推進計画を策定	
昭和61年 4月		・多度工業用水道事業の一部給水を開始		・企画開発課を設置	
昭和62年 4月 5月 7月	・南勢水道用水供給事業の一部（明和町）給水を開始 ・南勢水道用水供給事業の一部（伊勢市、松阪市、鳥羽市、飯南町、二見町、小俣町、度会町）給水を開始	・料金改定	・料金改定（水力）		
昭和63年 3月 4月	・北勢水道用水拡張事業の建設に着手 ・南勢水道用水供給事業の一部（玉城町）給水を開始			・「長期経営ビジョン」に基づく第二次推進計画を策定 ・北勢水道事務所水沢建設所を設置	
平成元年 3月 4月 12月	・南勢志摩水道用水供給事業（志摩系拡張）の建設に着手 ・南勢志摩水道用水供給事業の一部（勢和村）給水を開始		・料金改定（水力）	・青山高原保健休養地の分譲を終了 ・土地開発事業を廃止	4月－消費税施行
平成2年 4月	・料金改定	・料金改定 ・工業用水道条例の全部改定	・蓮発電所の一部営業運転を開始		
平成3年 3月 4月 11月 12月	・北勢水道用水供給事業（三重用水系）の一部（四日市市、菰野町）給水を開始 ・南勢志摩水道用水供給事業（南勢系）の一部（多気町）給水を開始 ・北勢水道用水供給事業の料金を、木曾川水系と三重用水系の二本立てに設定	・北伊勢工業用水道事業の伊坂浄水場を無人化	・蓮発電所の営業運転を開始 ・料金改定（水力）	・「企業庁30年の歩み」を発刊	
平成4年 4月	・南勢志摩水道用水供給事業（志摩系拡張）の一部給水を開始		・青田発電所の建設計画が、電源開発調整審議会の議を経て決定 ・青田発電所建設事務所を設置		
平成5年 4月		・料金改定	・料金改定（水力）	・中勢水道拡張建設室を設置	
平成6年 3月 4月	・北勢水道用水供給事業（三重用水系）の一部（鈴鹿市）給水を開始			・中勢水道拡張建設事務所を設置	

年 月	水道事業関係	工業用水道事業関係	電気事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
平成6年 12月			・比奈知発電所の建設計画が、電源開発調整審議会の議を経て決定		
平成7年 3月			・比奈知発電所を追加するための「三重県公営企業の設置等に関する条例」の改定		
4月	・料金改定		・料金改定（水力）		
10月		・北伊勢工業用水道事業の沢地浄水場を無人化	・青田発電所の営業運転を開始		
平成8年 4月	・北勢水道用水供給事業（三重水系）の給水開始 ・南勢志摩用水供給事業の給水を開始	・北勢水道事務所「配水管理センター」を設置		・総務課と企画開発課を統合し企業監理課とその課内室である経営企画室を設置	
平成9年 4月			・三瀬谷発電所、施設改良に伴い最大出力を改定 ・料金改定（水力）		平成9年4月ー消費税率を3%から5%に
平成10年 4月	・北中勢水道用水供給事業（中勢系・長良川水系）の全部給水を開始			・「企業庁長期総合計画」を策定	
7月					
8月	・北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）の建設に着手				
12月			・比奈知発電所の営業運転を開始		
平成11年 1月	・伊賀水道用水供給事業の建設に着手		・RDF関連施設の都市計画決定		
4月			・料金改定（水力）	・経営企画室を企画経営グループに改編 ・北勢水道拡張建設事務所を設置	
平成12年 4月	・料金改定	・料金改定		・工業用水道課と水道課を統合し都市用水課を設置 ・伊賀水道建設事務所を設置	
平成13年 4月	・北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）の一部（木曾岬町、長島町、朝日町、川越町、楠町）給水を開始		・料金改定（水力）		
平成14年 4月			・制御所を三瀬谷発電管理事務所へ統合	・企業監理課、都市用水課、電気課を経営資産チーム、政策企画チーム、水道チーム、工業用水道チーム、電気チームに改編	
12月			・三重ごみ固形燃料（RDF）発電所の運転を開始		
平成15年 4月			・料金改定（水力）	・水道・工業用水道事業経営チーム、電気事業経営チーム、経営品質管理チーム、整備・改革プロジェクトチームに改編	
8月			・三重ごみ固形燃料（RDF）発電所貯蔵槽爆発事故		

年 月	水道事業関係	工業用水道事業関係	電気事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
平成16年 3月			・三重ごみ固形燃料（RDF）発電所の試運転等を開始		
4月	・北勢水道事務所管内水道2浄水場と工水4浄水場の計6浄水場を同事務所から遠方監視制御運転開始	・北勢水道事務所管内水道2浄水場と工水4浄水場の計6浄水場を同事務所から遠方監視制御運転開始		・企業総務室、経営管理室、都市用水室、電気事業室、特定事業室に改編	
9月			・三重ごみ固形燃料（RDF）発電所の運転再開 ・台風21号の影響による集中豪雨により、県内全ての水力発電所を遠方監視制御している三瀬谷発電所等が被災したため、10ヶ所全ての水力発電所が運転停止		
平成17年 4月	・料金改定		・料金改定(水力)	・企業総務室、経営管理室、水道事業室、工業用水道事業室、電気事業室に改編	
平成18年 4月		・料金改定	・宮川ダム維持放流発電開始		
6月			・RDF貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償額の支払いを求める訴えの提起		
平成19年 4月			・料金改定(水力)	・「長期経営ビジョン」、「中期経営計画」を策定	
11月					
平成20年 4月			・長発電所の災害復旧工事による主要設備更新に伴い、最大出力を改定 ・長発電所の復旧により10ヶ所全ての水力発電所が営業運転を再開		
平成21年 3月			・「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に関する確認書」を中部電力㈱と締結		
4月	・伊賀水道用水供給事業の給水を開始	・北勢水道事務所管内の工水4浄水場において技術管理業務の包括的な民間委託を開始	・料金改定(水力)	・企業総務室、財務管理室、水道事業室、工業用水道事業室、電気事業室に改編	
7月	・北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）の一部（亀山市）給水を開始				
平成22年 1月		・料金改定			
3月		・南伊勢工業用水道事業を廃止			
4月	・伊賀水道用水供給事業を伊賀市へ譲渡 ・料金改定		・料金改定(水力)		
平成23年 3月			・「三重県企業庁水力発電事業の譲渡・譲受に向けての確認書」を中部電力㈱と締結	・三重県企業庁第2次中期経営計画（平成23年度～平成26年度）を策定	
4月	・南勢志摩水道用水供給事業の一部を志摩市へ譲渡 ・北中勢水道用水供給事業（北勢系・長良川水系）の全部給水を開始 ・南勢水道拡張事業の建設に着手		・料金改定(水力)		
8月			・「三重県水力発電事業に係る資産等の譲渡・譲受に関する基本的事項の合意書」を中部電力㈱と締結		
9月			・紀伊半島大水害により、青田発電所が運転停止		

年 月	水道事業関係	工業用水道事業関係	電気事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
平成24年 4月			・料金改定(水力)	・企業総務課、財務管理課、水道事業課、工業用水道事業課、電気事業課に改編	
7月			・青田発電所の譲渡日の変更に関する合意書を中部電力㈱と締結		
9月			・譲渡対価の支払い方法に関する確認書を中部電力㈱と締結		
10月			・三重ごみ固形燃料(RDF)発電所のFIT法認定取得		
平成25年 2月			・青蓮寺発電所及び比奈知発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書を中部電力㈱と締結		
4月		・料金改定	・料金改定(水力) ・青蓮寺発電所及び比奈知発電所を中部電力㈱に譲渡		
平成26年 2月			・宮川第一発電所、宮川第二発電所及び蓮発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書を中部電力㈱と締結		
3月			・RDF運営協議会から志摩市が脱退		
4月			・料金改定(水力) ・宮川第一発電所、宮川第二発電所及び蓮発電所を中部電力㈱に譲渡		・平成26年4月一消費税率を5%から8%に
平成27年 3月			・長発電所、宮川第三発電所、三瀬谷発電所、大和谷発電所及び青田発電所に係る資産等の譲渡・譲受に関する契約書を中部電力㈱と締結 ・RDF貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償請求訴訟の判決言渡し ・RDF運営協議会から松阪市が脱退	・三重県企業庁第3次中期経営計画(平成27年度～平成28年度)を策定	
4月	・料金改定 ・南勢志摩水道用水供給事業の大台町への給水を開始		・長発電所、宮川第三発電所、三瀬谷発電所、大和谷発電所及び青田発電所を中部電力㈱に譲渡 ・水力発電事業を廃止 ・RDF貯蔵槽爆発事故等に係る損害賠償請求訴訟の判決の確定		
平成28年 4月		・多度工業用水道事業を廃止			
平成29年 3月				・三重県企業庁経営計画(平成29年度～平成38年度)を策定	
平成30年 4月		・料金改定			

年 月	水道事業関係	工業用水道事業関係	電気事業関係	組織、その他事業関係	参考事項
平成30年 7月			・RDF運営協議会総会において、製造団体は、令和元年9月を軸に三重ごみ固形燃料発電所へのRDFの搬入を終了し、新たなごみ処理体制に移行することなどが決議		
8月		・多度浄水場の撤去完了			
令和元年 9月			・三重ごみ固形燃料（RDF）発電所でのRDF焼却・発電を終了		
10月					令和元年10月-消費税率を8%から10%に
12月			・電気事業法における三重ごみ固形燃料（RDF）発電所の廃止		
令和2年 4月	・料金改定				
令和3年 1月			・RDF焼却・発電施設の撤去に着手		
令和4年 3月			・RDF運営協議会の解散	・三重県企業庁経営計画（平成29年度～令和8年度）を改定	
令和5年 3月			・RDF焼却・発電施設の撤去を完了 ・電気事業の廃止		
令和5年 4月				・企業総務課、企業財務課、水道事業課、工業用水道事業課、技術管理・機電施設課に改編	

令和6年度  
三重県企業庁事業概要 水の恵み

令和6年5月発行

三重県企業庁

〒514-8570 津市広明町13

電話 (059)224-2822

編集 企業総務課企画総務班

水でくらしを支える  
三重県企業庁

リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へ  
リサイクルできます。

三重県企業庁

検索

